

部内検討資料

後援会活動のてびき

～結成から、日常活動、解散まで～

令和7年2月 改訂
日本税理士政治連盟
後援会対策委員会

改訂版の発刊にあたって

令和5年度税制改正においては、インボイス制度導入に対する中小企業者の実務を踏まえた負担軽減措置が導入され、災害対応税制では、特定災害により住宅・家財等に損失が生じた場合の雑損控除の繰越控除期間が3年間から5年間へと延長されることとなりました。直近の令和6年度税制改正においては、法人版事業承継税制（特例措置）について、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により中小企業者の事業承継に関する取り組みが遅れていることを踏まえ、特例承継計画の提出期限及び相続・贈与の実行期限の延長を要望していたところ、これが受け入れられ、特例承継計画の提出期限が2年延長されました。

また、令和4年の3月には税理士法の改正が実現し、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、数多くの重要な見直しが行われました。

毎年の税制改正だけでなく、税理士法改正においても税理士による国会議員等後援会は重要な役割を担ってきました。これらの成果は、後援会と国会議員等との接触を通じて、日常の税政連活動を継続してきた結果であると自負しております。

本連盟は、税理士業界の施策に理解を示す国会議員を支援するため、昭和50年から後援会の組織化をはじめ、現在約330の後援会が国会議員等に対する支援活動を行っております。「税理士による後援会」は他士業団体と比べてもその数が多く、内外から高く評価をされており、継続して地域に密着した活動を行っておりますが、一部には更なる活性化が必要と思われる後援会も散見されます。

「後援会活動のてびき」は本連盟の後援会対策委員会が中心となり、平成3年に部内資料として初めてとりまとめられ、その後6回の改訂を重ね、後援会活動の実践的なマニュアルとして活用されてきました。

このたび前回の改訂である令和元年からの政治状況の進展やコロナ禍の収束を見据えた後援会活動の更なる活性化への土台とすべく後援会対策委員会において令和6年度版の改訂作業を進めることといたしました。担当された河合後援会対策委員長、新井同副委員長をはじめ委員の先生方には大変なご尽力を賜り改訂を行うことができました。

現在、税政連と税理士会は、次なる税理士法改正に向けた新たな一步を踏み出し始めております。多岐にわたる課題が山積しており、これらの解決には地域に密着した後援会活動に裏づけられた政治力が不可欠であります。今後とも各単位税政連における後援会活動の充実強化のため、本資料が積極的に活用されることを願ってやみません。

令和7年2月

日本税理士政治連盟
会長 東 秀優

目次

第1章 設立

1-1	後援会の目的	1
1-2	設立準備	1
1-3	発起人会の開催	3
1-4	設立総会の開催	9
1-5	届出	12
	《Q&A》	15

第2章 日常活動

2-1	年間スケジュール	16
2-2	総会、各種講演会等	17
2-3	税務支援の実情視察	27
2-4	会員の増強	28
2-5	その他の活動	30
2-6	登録政治資金監査人	30

第3章 陳情活動

3-1	陳情活動	33
3-2	陳情者自身の理解	33
3-3	陳情の場所等	33
3-4	陳情参加者	34
3-5	陳情報告書の作成	34
3-6	陳情活動の成果	34

第4章 選挙支援

4-1	選挙活動の基本的考え方	37
4-2	政治活動と選挙運動について	37
4-3	通常の活動	39
4-4	公示(告示)前にできる活動	39
4-5	公示(告示)後選挙期間中にできる活動 (幕間演説、個々面接、電話による選挙運動等)	41
4-6	禁止されている選挙運動	44
4-7	連座制について	46
4-8	政治活動に関する寄附の制限	47

第5章 解散

5-1	後援会の解散	48
5-2	残余財産	48
5-3	選挙管理委員会への届出	48
5-4	税政連への届出	48
5-5	後援会旗の返還	48

第6章 資料

6-1	政治資金規正法(抄)	50
6-2	公職選挙法(抄)	52
6-3	後援会の結成状況	55
6-4	設立助成金の取扱い	56
6-5	会報「日本税政連」(令和6年6月1日付)より	59
6-6	税制改正の流れ	62
6-7	税理士法改正の流れ	63

第 1 章 設立

1-1 後援会の目的

我が国の経済、文化等の安定と繁栄を図り、国際社会での役割を果たすためには、納税者のための民主的な租税制度が必要不可欠になります。

その租税制度の適正性・実効性を担保する制度のひとつとして「税理士制度」があると認識されており、税理士の社会的、経済的地位の向上を図ることが求められています。

税の専門家である私たち税理士は、その業務を通じて、実際に税を負担する立場にある納税者と常に接しており、納税者の税に対するさまざまな考え方を知ることができます。特に中小企業者に係る会計業務や申告業務を通じて、その経営状況をよく知る立場にあり、納税者の意見を代弁する者としてもっともふさわしいと思えます。

税制は、税の専門家たる税理士が疑問や矛盾を感じるようなものであってはなりません。また、景気対策や少子高齢社会での安定的な財源の確保など、今、求められる機能は多岐にわたっており、その方向性を見定め、経済・社会の変化に適応したあるべき税制を構築していく必要があります。

「税理士による国会議員等後援会」は、税理士会・税政連の目的を実現するために結成されたものであり、後援会活動を通じて税理士の存在をアピールし、被後援者の政治活動をバックアップして専門家としての情報を提供し、被後援者からは税制改正等における情報を収集する「ギブアンドテイク」の関係を構築しながらその実現を図ることに存在意義があります。

後援会は、税政連活動の大きな柱として活動しなければなりません。政党や個人の後援会の下請けであってはならず、一部有力税理士の個人的色彩の強いものであってはなりません。

私どもの、よき理解者を「国政の場」に送るために後援会は結成されているものです。

1-2 設立準備

後援会の設立には、有志による自然発生的結成や、各单位税政連の指導による場合などいろいろなパターンが考えられますが、いずれの場合でもその前提条件として、長期的な視野に立ち、総合的に検討する必要があります。

事前に検討するに当たっては、

- (1) 税理士制度の発展に寄与できる被後援者
- (2) 所属する政党
- (3) 支持母体
- (4) 役職・経歴
- (5) 同一選挙区での既存後援会の有無

などの検討が不可決です。特に地方公共団体首長後援会の設立に当たっては、地域に貢献する税理士に対する被後援者の理解と外部監査人への税理士の登用問題及び地方独立行政法人の監事への登用に関し、積極的に取り組む意志等の確認が必要です。

選挙時における推薦は、選挙の都度行われるので、その時の政治事情・地域事情により推薦の有無を検討すれば良いのですが、一度設立された後援会は、相当期間存続すべきものであり、それだけに、設立の必要性については慎重なうえにも慎重に検討されなければなりません。

後援会が設立されれば、税政連活動に重大な影響をもたらすことになるので、所属する税政連と緊密な事前協議・連絡をする必要があります。

なお、日本税理士政治連盟は、平成 23 年 8 月「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程(準則)」を制定しました。この支援規程の制定により、一定の支援要件を備えた後援会を「税理士による後援会」と称し、単位税政連が全国統一の基準により後援会を支援することとなり、後援会活動がより一層活性化されることになりました。

○ 税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程(準則)

平成 23 年 8 月 19 日制定
平成 30 年 8 月 28 日改正
令和 7 年 1 月 9 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、税理士を会員として結成された国会議員等後援会(以下「後援会」という。)のうち、〇〇税理士政治連盟(以下、「本連盟」という。)の目的に合致した後援会を支援後援会と定め、「税理士による〇〇後援会」の名称の使用を認め、支援及び助言を行い、さらなる発展と活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 支援後援会とは、次条から第 6 条までの総ての要件を満たす後援会で、正副幹事長会が認定した後援会をいう。

(被後援者要件)

第 3 条 支援後援会が支援する被後援者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 本連盟の目的を理解し、一体となって活動すると認められる者
- (2) 将来にわたって税理士制度の発展に協力が得られると認められる者

(会員数要件)

第 4 条 支援後援会の会員数は、原則として次の各号のいずれかでなければならない。

- (1) 本連盟会員 50 名以上
- (2) 選挙区内における本連盟会員の 20% 以上
- (3) 本連盟が特に認めた会員数以上

(活動要件)

第 5 条 支援後援会は、次の活動をしなければならない。

- (1) 定期総会の開催
- (2) 被後援者の支援
- (3) 被後援者への陳情
- (4) 国政報告会・勉強会(公職選挙法、政治資金規正法等)等の開催
- (5) 被後援者による税務支援会場の視察

(継続要件)

第 6 条 支援後援会は、毎事業年度終了後速やかに次の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 定期総会議案書
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 政治資金規正法に定める収支報告書の写し

(支援)

第 7 条 本連盟は、支援後援会に対して、次の支援を行う。

- (1) 後援会旗の貸与
- (2) 別に定める基準による助成金の交付
- (3) 後援会活動に対する情報の提供等

(認定)

第 8 条 支援後援会の認定を受けようとする後援会は、次の各号に掲げる書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 後援会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 政治資金規正法に定める設立届の写し

(規程の改廃)

第 9 条 この規程を改廃しようとするときは、正副会長会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 23 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、日本税理士政治連盟規約の改正規定が承認された日(平成 30 年 9 月 27 日)から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 9 日から施行する。

1-3 発起人会の開催

有志による設立準備が完了しますと、発起人を募り「発起人会」を開催（開催通知は資料①）し設立総会に向けての準備を進めます。具体的には

1. 発起人代表の選定
2. 設立趣意書の作成（資料②）
3. 後援会規約（原案）の作成（資料③）
4. 人事案（原案）の作成
5. 事業計画案及び収支予算案（原案）の作成（資料④）
6. 後援会入会届の作成（資料⑤）
7. 設立総会進行次第の作成

以上の7点につき、発起人会主催者で素案を作成します。実際はコアメンバーを選定し資料作成の作業を割り振るとよいでしょう。

準備した7点をそのまま発起人会で議案として提案し、構成員の了承を得ます。

【資料①】発起人会開催通知

		令和 年 月 日
発起人各位	税理士による〇〇〇〇後援会（仮称） 発起人 〇 〇 〇 〇	
税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）発起人会のご案内		
拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。		
さて、「税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）」の設立準備のため下記要領にて発起人会を開催したいと存じます。		
公私ご多用中の折、誠に恐縮に存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。		
なお、準備の都合上、下票に出欠をご記入のうえ、来る 月 日（ ）（必着）までに、ファクシミリまたはメールによりご返信くださいますようお願い申し上げます。		
		敬具
記		
1 日 時	令和 年 月 日（ ）午後 時 分～午後 時 分	
2 場 所	（同封地図参照） 〇〇市 町 丁目 番 号 TEL（ ） - （代表）	
3 議 題	(1)発起人代表の承認 (2)設立趣意書の承認 (3)後援会規約（原案）の承認 (4)人事案（原案）の承認 (5)事業計画案及び収支予算案（原案）の承認 (6)後援会入会届の承認 (7)設立総会進行次第の承認	
		以上
（切り取らなくても結構に存じます）		
出 欠 回 示 票		
令和 年 月 日（ ）開催の 「税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）」発起人会に		
出 席 欠 席 します。		
氏名 _____		
FAX番号：（ ） - _____		
メールアドレス： _____		

【資料②】 設立趣意書

税理士による〇〇〇〇後援会 設立趣意書

わが国の申告納税制度の発展と適正な納税義務の実現に、税理士制度は大きな役割を果たしてまいりました。

税理士法には、「税理士は独立した公正な立場において、(中略)納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定されています。我々税理士は、真摯にこの使命を果たすとともに、納税者と接している専門家の立場から、税制及び税務行政に関して提言を行い、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持発展を目指して行動してまいりました。国家の根幹を支える税制に申告納税制度と税理士制度は必須であり、今後ますます発展させていくことが望まれます。

一方、経済社会のグローバル化・IT化とともに社会構造が変化し、日常生活や経済活動における諸制度についても変革が求められています。我々は、新しい時代に適合する申告納税制度と税理士制度を希求するものでありますが、税理士制度が、その本来の機能を十分に発揮し、社会の要請に的確に対応することができる制度としていかなければならないと考えています。そのためには、政治力の強化を図っていかなければなりません。

これらの考えのもと、私たち発起人は、〇〇党で将来を嘱望され、税理士制度及び中小企業に対して深い理解と認識をもち、高い見識と卓越した行動力を兼ね備えている△議院議員〇〇〇〇先生を支援すべく、税理士による後援会を結成することとしました。

今後、税理士業界及び中小企業のためにご活躍されることを支援し激励申し上げるとともに、次なる税理士法の改正については、資格及び業際の問題をはじめとする諸課題の解決について、〇〇〇〇先生にご指導をお願いするものであります。

私たち発起人は、より多くの税理士がこの趣旨にご理解とご賛同を賜わり、税理士による〇〇〇〇後援会の会員として、この活動に参加されることを要請いたします。

令和 年 月 日

発起人代表	○	○	○	○
発 起 人	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○

【資料③】 税理士による〇〇〇〇後援会規約(案)

税理士による〇〇〇〇後援会規約(案)

(名 称)

第1条 本会は「税理士による〇〇〇〇後援会」と称する。

(事務所設置)

第2条 本会の事務所を〇〇市〇〇〇〇に置く。

第3条 本会は、〇〇〇〇を被後援者として、次のことを目的とする。

(1) 被後援者の政治・経済並びに文化的活動を支持し後援する。

(2) 我が国の経済及び文化の安定と繁栄を図るため、納税者のための民主的な租税制度並びに租税制度の適正性・実効性を担保する税理士制度の充実と発展に寄与する。

※地方公共団体首長

(2) 〇〇地域の経済及び文化の活性化を図り、公正で透明度の高い地方行政の充実発展に寄与する。

(会員及び組織)

第4条 本会は本会の目的に賛同する税理士(税理士法人を除く)をもって組織し、選挙区内地域に支部を設置することができる。

2 本会の目的に賛同する税理士の家族、税理士事務所又は税理士法人の職員、関与先、関係者(法人その他の団体を除く)は賛助会員となることができる。

3 本会は必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。

(活 動)

第5条 本会の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

(1) 被後援者の後援活動 (2) 陳情及び要望活動 (3) 各種集会の開催 (4) 会員相互の交流、親睦 (5) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員及び任期)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 幹事長 1名 (4) 副幹事長 若干名 (5) 幹事 若干名 (6) 会計監事 若干名

2 役員任期は、役員選任の総会終了の時から2回目の定期総会の終了の時までとする。

(役員を選出)

第7条 本会の役員は総会において選出する。

(総会及び役員会)

第8条 本会の活動遂行のため、次の会議を開催する。

(1) 総会は全会員をもって構成し、原則として年1回開催する。

総会で協議すべき事項は、次のとおりである。

① 活動報告に関する事項 ② 決算報告に関する事項 ③ 活動計画に関する事項

④ 予算に関する事項 ⑤ 役員改選に関する事項 ⑥ 規約改正に関する事項

(2) 必要に応じ臨時総会を会長が招集する。

(3) 役員会は第6条1～4号の役員をもって構成し、会長が必要に応じ随時招集する。

2 本会の決議は出席会員の過半数によるものとする。

(会 費)

第9条 本会は、本会運営のため必要に応じて会費を徴収する。

2 本会の所要経費は有志の寄附をもって充当することもできる。

(経費及び会計年度)

第10条 本会の経費は会費その他の収入をもって充当する。

2 本会の会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。

(役員の仕事)

第11条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、その業務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代行する。

(3) 幹事長、副幹事長及び幹事は役員会の協議に基づき、第5条の活動を行う。

(4) 会計監事は会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(規約の補正改変)

第12条 本規約に定めのない事項については、役員会において決定する。

附 則 1. 本規約は令和〇年〇月〇日より施行する。

【資料④】 事業計画案及び収支予算案

令和 年度 事業 計画(案)	
自	令和 年 月 日
至	令和 年 月 日
<p>基本方針</p> <p>〇〇税理士政治連盟の運動方針に則り、〇〇税理士政治連盟及び同支部連合会並びに支部との連携を緊密にし、挙会一致団結し、以って組織の拡充強化を図るとともに、〇〇〇〇△議院議員の政治活動を強力に支援する。</p>	
<p>重点運動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 後援会組織を拡充強化し、強力な選挙支援体制を構築する。 2. 〇〇〇〇△議院議員の国政報告会及び懇談会を随時開催する。 3. 税制及び資格制度について勉強会を開催する。 	
<p>事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選挙支援施策の実施 2. 確定申告期の税務相談会場の視察 3. 国政報告会の開催（2回） 4. 懇談会・勉強会の開催（2回） 	

令和 年度 収 支 予 算(案)

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(収入の部)

科 目	金 額	備 考
1. 会費		会員〇〇名×〇〇円
2. 寄附金		
(1)個人からの寄附		設立総会会費〇〇名×〇〇円
(2)政治団体からの寄附		
3. 事業収入		
4. その他収入		
(1)受取利息		
(2)雑収入		
合 計		

(支出の部)

科 目	金 額	備 考
1. 経常経費		
2. 政治活動費		
(1)組織対策費		通信費ほか
(2)総会費		
(3)選挙対策費		
3. 予備費		
合 計		

《収支計算書及び収支予算(案)の勘定科目について(例示)》

政治資金規正法は、政治団体に対して選管への収支計算書提出を義務付けています(規
正法 12 条)。後援会の収支計算書作成に当たっては各勘定科目について次の点を注意して
ください。

(収入の部)

科目	摘要
1. 交付金収入	税政連本部、県連、支部連等からの交付金収入
2. 寄付金収入 (1) 個人からの寄附 (2) 政治団体からの寄附	会費等個人からの寄附 各政治団体からの寄附
3. その他収入 (1) 特別会費 (2) 預金利息 (3) 雑収入	支部大会・役員会に際しての懇親会費等

(支出の部)

科目	摘要
1. 経常経費 (1) 人件費 (2) 水道光熱費 (3) 備品・消耗品費 (4) 事務所費	事務局職員への報酬負担金等 事務局の電気、ガス、水道代負担金等 各種備品、事務用品費等 事務局の電話使用料負担金、切手購入費、郵便 料金等、事務所の維持に通常必要とされる費用
2. 政治活動費 (1) 組織活動費 ① 大会費 ② 会議費 ③ 組織対策費 ④ 国会対策費 ⑤ 出張旅費 ⑥ 交際費 (2) 選挙関係費 (3) 寄附・交付金	定期大会会場費等 諸会議の交通費、喫茶代等 支部会員の啓蒙等、組織に関する対策費 政党・議員等の政治資金パーティー券購入代、 議員等との懇談会費用等 役員等出張旅費 会員の慶弔費、他の団体へのお祝等 陣中見舞等の選挙活動費 政治活動に関する寄附金等

【資料⑤】後援会の入会届

令和 年 月 日

各 位

税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）
発起人代表 □ □ □ □

「税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）」入会のお願い

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、私たちは、〇〇〇〇議員の後援会の設立準備を進めております。
〇〇〇〇議員は、令和〇〇年〇月の第〇〇回選挙において、〇〇区で当選され、以後、〇〇などの要職を務められています。
この間、我々の税制改正などの税政連の要望等に対し深いご理解をいただいております、〇〇〇〇議員のご助力が絶対に必要です。
つきましては、趣旨ご理解を賜り、後援会にご入会くださいますようお願い申し上げます。
お手数をおかけしまして恐縮に存じますが、入会申込書をご記入のうえ、ファクシミリまたはメールによりご返信くださいますようお願い申し上げます。

敬具

（切り取らなくても結構に存じます）

「税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）」入会申込書

税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）
発起人代表 □□□□ 様

税理士による〇〇〇〇後援会への入会を申し込みます。

令和 年 月 日

氏名 _____

登録番号		支部	
事務所所在地	〒		
電話番号			
FAX番号			

FAX番号：() -

メールアドレス：

1-4 設立総会の開催

発起人会において、後援会規約、人事、事業計画及び収支予算のそれぞれの案が決定しますと、いよいよ設立総会の開催（開催通知は資料⑥）となります。

日時、場所、参加会費などを決定し、入会した会員へ案内をします。案内文書には、次の1～6までの書類を同封します。1～4の書類はこの時点で発起人会において承認されていますので、5と6を新たに準備してください。この準備は発起人代表が被後援者と内容について確認を行いながら進めてください。

1. 設立趣意書
2. 後援会規約（案）
3. 人事（案）
4. 事業計画及び収支予算（案）
5. 後援会を設立していただくにあたり（資料⑦）
6. 被後援者の履歴書（資料⑧）

また、総会終了後、「後援会設立報告」（資料⑨）を会員等に発送し、後援会の規模拡大のための会員の加入勧奨も断続的に行いましょう。

【資料⑥】 設立総会開催通知

令和 年 月 日
各 位
税理士による〇〇〇〇後援会（仮称） 発起人代表 〇 〇 〇 〇
税理士による〇〇〇〇後援会（仮称） 設立総会のご案内
拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、私たちは、〇〇党で将来を嘱望されている〇〇〇〇△議院議員の後援会の設立準備を進めてまいりましたが、このたび設立総会を開催することといたしました。
つきましては、公私ご多用中の折、誠に恐縮に存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
また、総会終了後、懇親会を開催いたしますので、あわせてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、準備の都合上、下票に出欠をご記入のうえ、来る 月 日（ ）（必着）までに、ファクシミリまたはメールによりご返信くださいますようお願い申し上げます。
敬具
記
1 日 時 令和 年 月 日（ ）午後 時 分～午後 時 分
2 場 所 (同封地図参照) 〇〇市 町 丁目 番 号 TEL () - (代表)
3 予 定 (1) 設立総会 (午後 時 分～午後 時 分) (2) 懇 親 会 (午後 時 分～午後 時 分)
4 会 費 〇〇〇〇円 (後援会年会費〇〇〇〇円を含む) ※当日、受付にてお支払ください。
以上
----- (切り取らなくても結構に存じます) -----
出 欠 回 示 票
令和 年 月 日（ ）開催の 「税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）」設立総会に
出 席 欠 席 します。
氏名 _____
※ F A X 番 号 : () - _____
メー ル ア ド レ ス : _____

【資料⑦】 後援会を設立していただくにあたり

後援会を設立していただくにあたり

〇〇税理士政治連盟の先生方におかれましては、日頃、〇〇一円はもとより、〇〇〇内各地において大変お世話になっております。心より感謝と御礼を申し上げます。

早いもので国会へ送っていただいてから〇年間に過ぎ、この間に日本の政治は大きく変化いたしました。

私は一貫して、自身の公約である「〇〇」「〇〇」に取り組み、多くの国民の皆さまが、税金の集め方や使い方にこれまで以上に関心を寄せていただけるようになりました。

税制は、民主主義を支える根幹であり、常に公平で、透明性が確保され、納得して納税していただけるようにしなければなりません。

企業活動の国際化がますます進むとともに、新しい税制改革の潮流も生まれています。税制抜本改革を行うに際しては、時代や社会の変化をしっかりと認識しなければなりません。

税理士の先生方は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に添って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る使命を負っておられます。国政の場でぜひ先生方の税に関する深く幅広い知見をご提供いただきますよう心からお願い申し上げます。

この度の後援会の設立に対し、あらためて心より感謝申し上げますと共に、今後とも引き続きご指導を賜りますことを心より祈念申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

令和 年 月 日
△議院議員 ○ ○ ○ ○

【資料⑧】 履歴書

履 歴 書

令和 年 月 日現在

個人事項

氏名 : ○〇 ○〇 (党)
生年月日 : 昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)
事務所住所 : ○〇市 町 丁目 番 号

学歴

昭和 年 3 月 : ○〇大学 ○〇学部 卒業、○〇学士

職歴(期間、職位、職場名) ※被後援者が税理士である場合は登録番号等を必ず記載する。

昭和 年 月～昭和 年 月 : ○〇〇〇東京事務所に勤務
昭和 年 月～昭和 年 月 : ○〇党 ○〇△区総支部 総支部長
昭和 年 月～現在 : △議院議員 (○〇選挙区選出)

現在の主な役職

<国会> ○〇委員会委員長等
<政府(大臣等)> ○〇大臣等
<党> ○〇県連会長等

以上

【資料⑨】後援会設立報告

令和 年 月 日

各 位

税理士による〇〇〇〇後援会

会 長 〇 〇 〇 〇

幹事長 〇 〇 〇 〇

「税理士による〇〇〇〇後援会」設立のご報告

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、「税理士による〇〇〇〇後援会」にご入会いただき、また設立にあたりましては、何かとご協力を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして、設立総会も 月 日、〇〇〇〇先生ご臨席のもと盛大に開催することができ、規約及び人事等のすべての議案のご承認を賜りました。

後援会では、日常活動をはじめ選挙支援についても力を尽くしてまいりたいと考えております。お願い事ばかりで恐縮に存じますが税理士制度の発展のため、各位におかれましては、今後とも尚一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりましたが、各位のますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げます。

敬具

1-5 届出

1 選挙管理委員会への届出（規正法6条）

設立総会を終え組織された後援会は政治資金規正法に基づき主たる事務所のある都道府県選挙管理委員会へ政治団体設立届の提出が必要です。なお、届出は郵便や信書便等によることなく文書を窓口へ持参して提出してください。提出部数については事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。

後援会が選挙管理委員会に提出する必要のある書類、提出の期限は次のとおりです。

【書類】

- 「政治団体設立届」（13頁を参照）
- 後援会の「規約」（設立総会において承認されたもの）

【提出期限】

- 設立総会により組織された日から7日以内

もし、課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をする場合は国会議員関係政治団体の2号団体に該当するので追加の書類として、「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**」が1部必要になり、上記書類と併せて提出する必要があります。（**規正法19条の7、19条の8**）

2号団体には特例として

- ①すべての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければならない
- ②人件費以外の1件1万円超の支出に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを提出しなければならない
- ③収支報告書の提出の際にはあらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければならない
- ④人件費以外の1件1万円以下の支出に係る領収書等（少額領収書等）について規正法による写しの開示制度の対象となる

などの義務が課されます。（**規正法19条の9、19条の10、19条の12**）

上記の内容について、後援会内部と被後援者とで十分に協議をし、届出の際はご注意ください。

以上の届出（異動届も含み）は総務省の「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」でも可能です。利用に当たってはID・パスワードの申請が必要です。

詳細は政治資金関係申請・届出オンラインシステムのオフィシャルページを確認してください。



（政治資金関係申請・届出オンラインシステム）

2 税政連への届出

所属税政連への報告事項として、

- (1) 選挙管理委員会へ提出した届出書の写し
- (2) 後援会規約
- (3) 役員名簿
- (4) 会員名簿
- (5) 設立総会議案書

を提出してください。

後援会の設立に関しては、所要の手続により所属税政連を経て日税政から設立助成金・後援会旗等が支給されます。また、後援会の各種活動には、所要の手続により助成金等を支給する税政連もあります。

※日税政からの設立助成金の支給は税理士による後援会名義の振込口座のみになりますので、必ず後援会名義の口座を作成してください。

政治団体設立届 (政治資金規正法施行規則(第1号様式))

別記

第1号様式 (第1条関係)

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称 **税理士による〇〇後援会**
事務所の所在地 **東京都品川区大崎 1-11-8**
代表者の氏名 **日税 太郎**

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな) ぜいりしによる〇〇こう えんかい	政治団体の区分		
	税理士による〇〇 後援会	<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部		
		国会議員関係政治団体の区分		
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体		
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
主たる事務所の 所在地	(〒141-0032) 東京都品川区大崎 1-11-8 電 話 (03-5435-0910)			
主たる活動区域	東京			
区 分	ふりがな 氏 名	(〒)・(住所) (電話)	(生年月日)	(選任年月日)
代 表 者	にちせい たらう 日税 太郎	〒141-0032 電話(03-5435-0910) 品川区大崎 1-11-8	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
会計責任者	にちせい じろう 日税 二郎	〒141-0032 電話(03-5435-0910) 品川区大崎 1-11-8	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
会計責任者の 職務代行者	にちせい きぶろう 日税 三郎	〒141-0032 電話(03-5435-0910) 品川区大崎 1-11-8	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の 適用関係の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
政治資金規正法第19条 の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条 の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類		

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 3 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となつた日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなつた日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 9 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

《Q & A》

Q：後援会は同一選挙区に複数あってもよいか。

A：後援会の結成は、原則として1選挙区1後援会が望ましいでしょう。参議院選挙の複数区や地域事情等により複数存在する場合は、後援会会員である前に税理士としての品位・資質をもって、節度ある後援会活動をする必要があります。

Q：地方自治体の首長を対象に後援会を結成したいが…

A：地方自治体の外部監査人制度や行政不服審査法に係る審理員、第三者機関の委員等の関連もあり、当面、都道府県及び中核市以上の首長を対象にした後援会の結成に積極的に取り組むべきです。日税政においても助成金及び後援会旗等の交付を行い、結成支援の充実を図っています。

Q：後援会の会員は、税理士のみとすべきか。

A：後援会は、「税理士による国会議員等後援会」と称しており、名は体を表すことわざの如く、「税理士による後援会」であり、税理士中心の後援会です。

しかしながら、税理士のみで組織するだけでは、十分な活動と成果をあげることができないので、税理士の家族、税理士事務所の職員、税理士の関与先・関係者を含めた組織作りをする場合があります。平成25年度に後援会対策委員会が行ったアンケートによれば、回答数220後援会のうち3.2%にあたる7後援会が税理士以外を会員としています。

この場合、税理士を「正会員」とし、その他の構成員を「賛助会員」として組織することが望ましいと考えています。

なお、政治資金規正法の関係上、税理士法人または関与先法人は後援会に加入できません。

Q：後援会の会費について、会員の理解をより一層得られるような規定としたいが、どのようにすればよいか。

A：後援会規約には、会費の徴収と寄附に関する規定が必要です。

月次会費・年次会費に相当する「通常会費」を徴収し、各種行事のたびに「臨時会費」を徴収するのが理想的な後援会の財務運営です。

税政連からの助成金や被後援者等からの資金提供に頼らず、後援会が独自に集める会費、特に通常会費の徴収を組織充実の一要素であると捉えた財務方針が必要です。

なお、「税理士による後援会」であるためにも、賛助会員からの通常会費の徴収は避けるべきです。

第2章 日常活動

2-1 年間スケジュール

1年間の活動計画について、次の事項を斟酌しながら、総会・各種集会・被後援者との接触・役員会等の年間スケジュールをあらかじめ決めておく必要があります。

- (1) 被後援者に関連する選挙があるか否かにより、全く異なる活動をしなければなりません。
- (2) 必要に応じ、目的にかない、会員の負担にならず、飽きのこない活動を心掛け、いつも同じような活動パターンにならないよう、創意と工夫が必要です。
- (3) 被後援者と会員とのコミュニケーション、心の繋がりがより強くなるような計画・配慮が大切です。
- (4) 後援会の活動計画の立案に当たっては、税理士会・税政連・関連団体の行事開催予定等を情報収集します。
- (5) 国会、政府・政党等の委員会等開催予定、国政・地方の選挙予定等の政治情報を収集します。
- (6) 一般的には、被後援者のスケジュールを調整している秘書がいるので、その秘書との連絡パイプを作っておくことは特に重要です。
- (7) 政治活動に多忙を極めている被後援者が多いので、出席を確約した被後援者からの突然の遅刻・早退・欠席を予め想定した対応策、例えば、配偶者の代理出席・行事進行の変更・会員への緊急連絡等を検討しておくことも大切です。
- (8) 後援会長が不慮の事故などにより不在になる可能性もあります、その際は書面決議などを行い迅速に次の後援会長を選任することや、代行順位の順番などをあらかじめ文書で申し合わせておき、引き継ぎの上で後援会活動が継続できるような体制にしてください。

※上にある行事ほど優先順位が高い

後援会開催行事等	年間開催回数	摘要
定期総会	年1回	曆年に1回、必ず開催してください
被後援者への陳情	機会があるごとに	次年度税制改正要望の内容が決まってからできる限り早いタイミングで
国政報告会・研修会	年1回	定期総会における同時開催が望ましい
現職議員の確申期会場視察	年1回	国会会期中のためスケジュール調整が難しいが、積極的に案内を
被後援者も含めての懇談会	年1回	未加入会員や若手税理士の参加を呼び掛ける
後援会役員会	必要がある場合に	総会準備などのため
後援会だよりの発刊	機会があるごとに	

また、政治資金規正法上、以下の対応が**必ず**必要です。

- (1) 主たる事務所の所在地、活動区域、その他の設立届で届け出た事項に異動（変更）が生じた場合は**7日以内**に「**届出事項等の異動届**」の様式に必要事項を記載の上で、都道府県の選挙管理委員会に提出してください。なお、届出は郵便や信書便等によることなく文書を窓口へ持参して提出してください（**規正法6条の3、7条**）。提出部数については事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。
 - (2) 毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を領収書等の写しなどのその他必要書類とともに、その日の翌日（土曜日、日曜日、祝日は除く）から3月末日*までに都道府県の選挙管理委員会に提出してください（**規正法12条**）。それぞれの提出書類の提出部数については事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。
- ※国会議員関係政治団体（2号団体）の場合は5月末日まで

2-2 総会、各種講演会等

次のような集会を適時企画して、被後援者と会員・賛助会員との交流の機会をつくり、定期総会をはじめ、実情に応じた陳情・意見交換会・勉強会・懇親会等を適宜、組み合わせて実施します。集会の内容により、税政連との共催・後援も一つの方法です。

1. 定期総会

年1回、被後援者臨席のもとに総会を開催し、被後援者には税理士業界に関連する政局の動向等の時局講演を依頼します。全会員を対象とした総会を開催してください。総会開催に際しては、事前に役員会を開催し、会議の進行や会員への周知等について打ち合わせます。マニュアルや文書例は次のとおりです。

(1) 役員会の開催（資料①）

できれば、被後援者または秘書の出席を求め、次の事項について決定します。

○議案の確定（①活動報告②決算報告③活動計画④収支予算⑤役員改選ほか）

○総会日時・場所の決定

○懇親会の開催（会費の額ほか）

○来賓・招待者の確定

○その他総会運営に必要な諸準備

(2) 総会開催通知の発送（招待者を含む）（資料②）

(3) 総会次第（例）

第1部 国政報告会（会員研修会）または地方行政報告会（例、県政報告会、市政報告会等）サブタイトルとして、対象者を念頭にしたタイムリーで話題性のあるテーマを選定し、ネーミングにも一工夫を。

1 開会あいさつ

2 講師紹介（被後援者本人以外の講師を迎えるに当たっては、被後援者または秘書と協議のうえ講師を決定し、文書で要請します。）

3 国政報告（研修）

4 謝辞

5 閉会あいさつ

第2部 総会

1 開会あいさつ

2 来賓紹介

3 議長選任

4 議事（①活動報告②決算報告③活動計画④収支予算⑤役員改選ほか）

5 被後援者あいさつ

6 来賓あいさつ

7 祝電披露

8 閉会あいさつ

第3部 懇親会

1 開宴あいさつ

2 乾杯＜懇談＞

3 万歳三唱

4 閉宴あいさつ

(4) この他、①進行表・分担表、②役務分担表、③被後援者日程表、④会場配置図、⑤チェックリスト、⑥配布資料等を準備します。議案書以外の配布資料（被後援者の機関紙など）については、秘書と相談して決めます。

(5) 税政連等への報告事項

①代表者、会計責任者の交替等選管届出事項については、選挙管理委員会へ届出するとともに税政連に報告します。

②税政連に開催の報告をするとともに議案書（関係資料を含む）を提出します。

(6) 開催通知等の文書例は次頁のとおりです。

【資料①】役員会開催通知書

令和 年 月 日

役員各位

税理士による〇〇〇〇後援会
幹事長 〇 〇 〇 〇

役員会開催のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
本後援会の活動につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記により、本後援会の役員会を開催することといたしました。
つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、是非、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
2 場 所
3 議 題 1 総会の開催について
2 今後の活動について
3 その他

以上

出欠回示票

令和 年 月 日 () 開催の
「税理士による〇〇〇〇後援会」役員会に

出 席 欠 席 します。

氏名 _____

※FAX番号：() ー

メールアドレス：

【資料②】 総会開催通知書

令和 年 月 日

会員各位

税理士による〇〇〇〇後援会
会 長 〇 〇 〇 〇

総会開催のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
本後援会の活動につき、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記により、〇〇〇〇先生をお迎えして本後援会の総会を開催し、総会終了後、引き続き先生を囲んで懇親会を催すことといたしました。
つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、是非、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
2 場 所
3 議 題 1 活動報告について
2 決算報告について
3 活動計画について
4 収支予算について
5 役員改選について
6 その他

以上

出 欠 回 示 票

令和 年 月 日 () 開催の
「税理士による〇〇〇〇後援会」総会に

出 席 欠 席 します。

氏名 _____

※ F A X 番 号 : () -

メー ル ア ド レ ス :

2. 臨時総会

臨時総会は、定期総会の開催時期以外に、税政連からの特別提案、後援会として必要がある場合等に開催します。また、必ず被後援者の出席を求めます。被後援者の都合がつかないときは、被後援者の配偶者または秘書に代理出席を求めてください。

3. 後援会結成○周年記念祝賀会（資料③）、被後援者要職就任祝賀会（資料④）

後援会結成周年記念祝賀会は、節目節目に、通常の集会とは違った雰囲気で開催することにより、新鮮さと活気が出てきます。

被後援者要職就任祝賀会も記念祝賀会と同様に新鮮な行事になり、後援会活動にメリハリが出ます。定期総会・時局講演会等と同時開催することが望ましいでしょう。

なお、会費を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から、その催物に要する経費を引いた残額を催物を開催した者、またはその者以外の者の政治活動（選挙運動を含みます。）に関し支出する場合はその催物は政治資金パーティーに該当します。

後援会の開催する祝賀会を上記のような収益を想定して開催する場合は政治資金規正法上の政治資金パーティーに該当しますので、事前に所属税政連と協議してください。

(1) 企画案の作成

大まかな企画案ができあがると、役員会で実施可能なものか検討します。企画が決定すると、これを実行に移すための実施計画を作ります。その際

- ① 担当者、権限、責任を明確にした組織の編成
- ② 案内状、招待状、参加呼びかけなどの広報計画
- ③ スケジュール表等を盛り込みます。

(2) 対象者

- ① 後援会会員
- ② 招待者、広報関係者
- ③ 後援会会員及び家族、事務所職員、関与先、一般市民

(3) 周知の方法

- ① 全会員に文書を発送します。出席数を把握するため、ハガキを同封します。
- ② 関係役員に出席を要請します。
- ③ 関与先を含む場合は案内状を発送する際に後援会で作成したチラシ等を同封します。
- ④ 出席状況が不調な場合には、地元支部長、任意団体等に出席方の勧奨を依頼します。

(4) 開催通知等の文書例は次頁のとおりです。

【資料③】 結成周年記念祝賀会用

○会員への通知書

令和 年 月 日

会員各位

〇〇税理士政治連盟
会長 ○ ○ ○ ○
税理士による〇〇後援会
会長 ○ ○ ○ ○

「税理士による〇〇後援会」結成〇周年記念祝賀会のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

表題のとおり、「税理士による〇〇後援会」は、結成以来、はや〇年を経過いたしました。この間、地元（選挙区名）の（支部名）の先生方から一方ならぬご協力ご支援を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

〇〇先生におかれましては、（以下、議員の活動状況を報告）

後援会では、〇〇先生の一層のご活躍を願って、今般、下記により祝賀会を開催することといたしました。

先生には、大変お忙しいことと存じますが、是非ご出席いただき、〇〇先生に感謝のお言葉を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
 - 2 場所 〇〇市 町 丁目 番号 TEL () -
(同封地図参照)
 - 3 会費 金〇〇〇〇円也 (当日、受付にて申し受けます)
- ※ 出席・欠席のご返事は、恐縮ですが、 月 日までにお願い致します。

以上

○来賓・招待者・報道関係者等への案内書

令和 年 月 日

日本税理士政治連盟会長 様
〇〇新聞社政治部長 様

〇〇税理士政治連盟
会長 ○ ○ ○ ○
税理士による〇〇後援会
会長 ○ ○ ○ ○

「税理士による〇〇後援会」結成〇周年記念祝賀会のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「税理士による〇〇後援会」は、 月 日をもって後援会結成〇周年を迎えました。

そこで、本連盟及び本後援会との共催並びに〇〇税理士政治連盟の後援により、下記のとおり祝賀会を開催する運びとなりました。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席を賜りますよう、ご案内申し上げます。

おって、同封ハガキによりご出欠のご返事をいただければ幸いと存じます。

敬具

記

- 1 日時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 2 場所 〇〇市 町 丁目 番号 TEL () -
(同封地図参照)

以上

【資料④】要職就任祝賀会用

○会員への案内状

令和 年 月 日

会員各位

○○税理士政治連盟
会長 ○ ○ ○ ○
税理士による○○後援会
会長 ○ ○ ○ ○

○○議員の○○大臣就任祝賀会のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、ご承知のとおり、衆議院（参議院）議員の○○先生におかれましては、去る○月、○○大臣（○○副大臣、○○大臣政務官、○○委員長）にご就任され、多忙な毎日を過ごしておられます。

（財務大臣や財務金融委員長の場合）
日税連の税制改正に関する要望もまとまり、既に業界の要望の実現に向けての陳情活動が積極的に実施されております。このたび、その税制改正に大きく関わる要職に就任された○○議員の後援会として行動を起こすべく、関係機関との協議のうえ、下記のとおり祝賀会を開催することといたしました。
先生には、大変お忙しいことと存じますが、是非ご出席いただき、○○議員にお祝いのお言葉を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
2 場 所 (同封地図参照)
○○市 町 丁目 番 号 TEL () -
3 会 費 金○○○○円也 (当日、受付にて申し受けます)

※ 出席・欠席のご返事は、恐縮ですが、 月 日までにお願い致します。

以上

○来賓・招待者への案内状

令和 年 月 日

日本税理士政治連盟
会長 様

○○税理士政治連盟
会長 ○ ○ ○ ○
税理士による○○後援会
会長 ○ ○ ○ ○

○○議員の○○大臣就任祝賀会のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、ご承知のとおり、このたび、衆議院（参議院）議員の○○先生が○○大臣（○○副大臣、○○大臣政務官、○○委員長）にご就任されました。
そこで、本連盟及び本後援会との共催並びに○○税理士政治連盟の後援により、下記のとおり祝賀会を開催する運びとなりました。
つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席を賜りますよう、ご案内申し上げます。
おって、同封ハガキによりご出欠のご返事をいただければ幸いと存じます。

敬具

1 日 時 令和 年 月 日 () 時～ 時
2 場 所 (同封地図参照)
○○市 町 丁目 番 号 TEL () -

以上

4. 各種講演会・研修会

時局・国政・税制等をテーマとして、被後援者の日程の許す限り適時開催し、会員・賛助会員はもとより、未加入者にも参加を呼びかけます。特にミニ懇談会を開催し、若手税理士の参加を促し対談形式を取り入れる等マンネリ化の打破や組織拡大を意識した企画が必要です。

開催通知等の文書例は次のとおりです。

企画案（時局講演会）

時局講演会企画案	
1 名称・目的	〇〇時局講演会、サブタイトル「 国民的関心事の〇〇について税の専門家である我々の〇〇後援 会と〇〇税政連が主催し多くの納税者に理解を求める。
2 日 時	令和 年 月 日 () ① 講演会 時～ 時 ② 懇談会 時～ 時
3 場 所	〇〇ホテル 〇〇市〇〇町 (TEL) ー
4 主 催	税理士による〇〇後援会、〇〇税理士政治連盟
5 協 賛	日本税理士政治連盟、〇〇税理士政治連盟
6 会 費	懇談会費〇〇〇〇円
7 次 第	
講演会	① 開会の辞 (担当者:) ② 会長あいさつ ③ 来賓祝辞 日本税理士政治連盟、〇〇税理士政治連盟 ④ 講 演 講師 衆議院議員〇〇〇〇先生 テーマ「 」 ⑤ 閉会の辞 (担当者:)
参加見込 会員	人、家族・事務所職員 人、関与先等 人
懇談会	① 開会あいさつ ② 乾 杯 ③ 被後援者あいさつ ④ 閉会あいさつ
8 予 算	

講師要請文書（時局講演会）

		令和 年 月 日
先生		
		〇〇税理士政治連盟 会長 〇 〇 〇 〇
講師派遣のお願い		
拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。		
さて、このたび、当連盟（会員数 〇 人）では〇〇改正問題について会員の理解を深めるため、下記により「〇〇〇〇研究会」を開催することといたしました。		
つきましては、ご繁多の折、誠に恐縮でございますが、〇〇改正の趣旨及び業界から出ている問題点、または今後の展望についてのご講演をお願いしたいと存じます。		
敬具		
記		
1 日時	令和 年 月 日（ ）	午後 時から（時間 分程度）
2 場所	〇〇ホテル 〇〇市〇〇町	TEL（ ） -
3 テーマ	「 〇〇 〇〇 」について	
	連絡先 〇 〇 〇 〇	TEL（ ） -
以上		

講師への礼状（時局講演会）

		令和 年 月 日
先生		
		〇〇税理士政治連盟 会長 〇 〇 〇 〇
ご講演の御礼		
拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。		
さて、過日の「〇〇〇〇研究会」実施に当たりましては、ご繁多にも拘らず遠路お出掛けいただきご講演賜り衷心より感謝申し上げます。		
とりわけ、〇〇問題は私ども税理士にとって大きな関心事であり、講演の内容からも多く学ぶものがあり、参加者全員満足しております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも当連盟の会務運営につきまして格別のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。		
まずは、略儀ながら書中をもって御礼申し上げます。		
敬具		
追伸	はなはだ不出来ではございますが、写真数葉同封申し上げましたので、ご受納くださいますようお願い申し上げます。	
以上		

5. 被後援者を囲む会等

時局講演会とは異なり、比較的少人数の集会ですが、被後援者と近い距離感で懇談ができる機会となりますので役員以外の一般会員や、後援会関係者以外の参加も促すようにしてください。

(1) 朝食・昼食懇談会、秘書との懇談会等

多忙な政治活動に追われている被後援者へのアPOINTは、困難な場合が多いので、被後援者のスケジュールに合わせて朝食懇談会を開催したり、身近にいる後援会担当の秘書を通じて、税政連の要望事項等を説明し、理解してもらう必要があります。年1回程度は、秘書との懇談会等を開催してください。

なお、朝食懇談会は8時～9時、昼食懇談会は12時～13時に設定し行うことが一般的です。

(2) 被後援者主催行事への参加

被後援者の政治団体等が主催する各種行事には積極的に参加し、後援会旗を有効に活用するなど、後援会の存在感を認識してもらう努力をしてください。

(3) 開催通知等の文書例は次のとおりです。

朝食懇談会通知書（税政連あて協力要請）

令和 年 月 日
〇〇税理士政治連盟 会長 様
税理士による〇〇後援会 会長 〇 〇 〇 〇
〇〇議員との朝食懇談会への臨席方お願い
拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、このたび下記により、〇〇議員との懇談会を開催することとなりました。 つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、貴職並びに関係役員のご臨席を賜りますようご案内申し上げます。 おって、同封ハガキによりご出欠のご返事をいただければ幸いと存じます。
敬具
記
1 日 時 令和 年 月 日 () 午前 時 分 懇談会 午前 時 分～ 時 分
2 場 所 〇〇市〇〇町 TEL () ー
以上

懇談会通知書（例１）

令和 年 月 日

税理士による〇〇後援会
会 員 各 位

税理士による〇〇後援会
会 長 〇 〇 〇 〇

〇〇議員との懇談会のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、かねてから後援会の会務運営にご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、衆議院の解散・総選挙の日程もほぼ決まったかの感もありますが、〇〇税理士政治連盟では下記の要領で〇〇議員を囲み国政の情勢を聞き、税制などに対する我々の要望を陳情し、かつ、今後の活躍を期待して、励ますための会を開くことにしました。

ご多忙中とは存じますが、後援会の目的・意義を再確認するためにも、是非ご参加くださるようご案内申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分
- 2 場 所 〇〇商工会議所 〇階 大会議室 TEL () -
- 3 会 費 金〇〇〇〇円也 (当日、受付にて申し受けます)

※ 出席・欠席のご返事は、恐縮ですが、 月 日までをお願いいたします。

以上

懇談会通知書（例２）

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は「税理士による〇〇後援会」の活動につきまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来る 月 日 ()、〇〇大臣が〇〇代議士の励ましの会に出席されるため当地を訪問されるととなり、私たち税理士にとってまたとない好機と存じます。

税制等の改正問題と地元経済の建て直し等、膝を交えた貴重な時間をいただくこととなりました。短い時間ではございますが、是非ご出席いただき、〇〇大臣、〇〇代議士を囲んでの忌憚のない意見の交換をいたしたくご案内申し上げます。

また、引き続き、「〇〇を励ます会」も催されますので、何かとご多忙の中、恐縮ではございますが、併せて宜しく願い申し上げます。

敬具

税理士による〇〇後援会
会 長 〇 〇 〇 〇

記

- 日 時 令和 年 月 日 () 時 分 (時間厳守願います)
- 場 所 TEL () -

以上

2-3 税務支援の実情視察

所得税確定申告期に税理士会が行う税務相談会場の現場を被後援者に見てもらうことは、税理士及び税理士会の活動を理解してもらうために不可欠です。

1 税務支援の実情視察の意義

関係議員へ税務支援の現状、税理士の社会貢献事業について理解してもらいます。

2 議員への視察要請

後援会から、直接関係議員に文書で要請します。

3 その他留意事項

- (1) 案内・説明者は、後援会の会長・幹事長等が行います。
- (2) 必要に応じて税政連役員に参加を要請します。
- (3) 視察する会場との打合せ・連絡、議員日程表、視察終了後の懇談・陳情等を事前に準備します。
- (4) 視察終了後は、税政連への報告を忘れずに行ってください。

《文書例》

国会議員への要請文書（税務支援の実情視察）

令和 年 月 日

衆（参）議院議員
○○○○ 先生

○○税理士会
会長 ○○○○
○○税理士政治連盟
会長 ○○○○

当会の行う「無料税務相談」に実情視察方お願いについて

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会並びに当政治連盟に対しまして、格別のご指導とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、税理士法に基づき税理士の社会貢献を果たす一環として、毎年個人の確定申告期に広く小規模納税者を対象に、2月中旬より3月上旬に至る間、当会の地域で延べ○○カ所の会場において無料税務相談を積極的に実施しております。

ちなみに、今年の当会管内に置いて実施した無料税務相談の状況は、出動した税理士数は延べ○○○○人、相談した納税者数も実に○○○○人に達しております。

このほか、地域の商工会、商工会議所、青色申告会等の要請に応じて出動した税理士数は延べ○○○○人、相談納税者数は○○○○人であり、実に膨大な納税者に奉仕いたしている現状であります。

つきましては、政務何かとご繁多の折とは存じますが、是非とも私どもの実施しております無料税務相談会の実施状況をご視察いただき、更にご指導とご理解を賜りたくご案内申し上げます。

なお、ご視察に際しましてのご案内及び日時、場所等の詳細なご連絡方につきましては、地元税理士が当たらせていただくこととなっておりますので宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

2-4 会員の増強

1. 会員増強の必要性

会員数の拡大とともに、会員意識の高揚を図るための会員増強策が必要です。税理士会等での日頃の交流・人脈等の活用も大切であり、後援会の日常活動の活性化による後援会・被後援者の魅力をPRすることも、会員の増強に繋がります。

また、規約に賛助会員制度を設けて会員の拡大をすれば、選挙の時の大きな戦力に繋がります。税理士会員の冠婚葬祭に際し、後援会役員名の名刺を持参することによりPRを図っている後援会もあります。

ただし、選挙前の時期などに会員の拡大運動に名を借りて、事実上の選挙運動に当たるような場合には、事前運動の禁止（公職選挙法129条）に当たるので、注意する必要があります。

2. チラシ・パンフレット作成上の注意事項

会員の増強を目的としたチラシやパンフレットを作成する場合は、<いつまでも読者の手元に保存される可能性があること>を念頭に、次の点に注意しましょう。

◇ 視覚に訴える

☞文字だけでなく、写真やイラストを使ってレイアウトに工夫し、楽しく読めるようにしましょう。

◇ タイトル・キャッチフレーズの表現に注意する

☞最初に読者の注意を引きつけるので、読者に強い印象を与え、これに続く文章を読むための動機付けになるよう工夫しましょう。

《文書例》 加入勧奨文書

令和 年 月 日
税理士 ○○先生
「税理士による○○後援会」入会のお願い
拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、本日文書を差し上げましたのは、○○税理士政治連盟が推薦している○○院議員の後援会組織「税理士による○○後援会」へご入会いただきたく、特にお願ひ申し上げる次第であります。
税理士業務に関連した法律の改正及び制定は、それぞれ財務省等が法律案を作成の上、国会に提出されることとなります。この法律案作成に対し業界の意見を集約し、その意思を審議機関たる国会に反映させるには、国会議員を通じて文書による陳情を行うことが通常のやり方であると思ひます。したがって、国会に発言の場を持つ業界ほど日頃から国会議員とのコンタクト（接触）が強い業界であると考えられます。
○○議員は～（以下、税理士業界のための活動紹介）
私どもの良き理解者である同議員を支援するため「税理士による○○後援会」へ一人でも多くご加入されますようお願い申し上げます。
税理士先生ご本人はもとより、ご家族、事務所職員、関与先の皆様へも声を掛けてください。
入会の手続きは、同封の申込書にご記入のうえ、返信用封筒により郵送くだされば完了します。どうか、国会における税理士の発言力を強めるため、ご協力くださるようお願い致します。
なお、入会の手続きは、令和 年 月 日までとしましたので、よろしくお願ひします。
敬 具
税理士による○○後援会
会 長 ○ ○ ○ ○
副会長 ○ ○ ○ ○
幹事長 ○ ○ ○ ○

税理士による〇〇後援会の歩み

当後援会は、〇〇氏を支援するため、 年 月 日、〇〇税理士会〇〇支部会員の有志をもって結成され、初代会長には〇〇会員が就任いたしました。

ご高承のとおり、〇〇氏は、 年 月に見事、△議院議員に初当選されました。この陰には、後援会会員の積極的な活動が大きな成果を上げたことも見逃すことのできない事実であります。

その後、〇〇、〇〇両支部の会員有志の話合いの結果、 年 月 日に開催された定期総会で新役員のメンバーを決定し、第〇次執行部が発足しました。

現在、後援会は、〇〇、〇〇両支部の会員をもって組織されておりますが、選挙区が分区される情勢にあるのを受けて、これへの対応を図っております。

1 後援会の活動状況

年 月 日 定期総会
年 月 日 議員を囲む会
年 月 日 新年会
など

2 被後援者への陳情活動状況

年 月 日 税制問題で陳情（於：〇〇市）
年 月 日 税制問題で陳情（於：議員会館）
年 月 日 税制問題で陳情（於：議員会館）
など

3 被後援者のプロフィール

初当選の年、当選年／これまでの主な役職（党、政府、委員会）／現在の役職（党、政府、委員会）／趣味など

2-5 その他の活動

(1) 忘年会・レクリエーション等

忘年会・レクリエーション等に被後援者を案内し参加いただくことは、各種集会和異なり、会員の親睦が目的であるため、会員相互と被後援者との親密なコミュニケーションが形成でき、組織の活性化に繋がります、機会あるごとに出席の要請を被後援者に行ってみましょう。

令和5年度に行った後援会アンケートにおいても、全体の約23%の後援会が何らかの懇親活動を行っていることが分かっています。

(2) 被後援者のための掲示板設置場所の提供

政治活動広報のための文書図画（ポスター）掲載スペースの無償提供を求めている被後援者がほとんどであり、税理士事務所・住所等の外壁・窓・フェンスの1㎡程度を積極的に提供すれば、大変感謝されます。

ただし、寄附には無償提供も含まれます（規正法4条3項）ので、ご注意ください。法人が政党及び政治資金団体以外に寄附をすることは禁止されています（規正法21条1項）。

また、個人が公職の候補者へ行う寄附については、規正法21条の2第1項において「公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない」と定められておりますが、今回のようなスペースの提供は「その他の財産上の利益の供与」に当たり金銭等によるものではないことから後援会会員が個人として行うことができます。

(3) 祝電・弔電の要請

会員または家族等の慶事・弔事に際し、事前に了承を取り、被後援者の後援会担当秘書に祝電・弔電の要請をすれば、快く応じてくれます。時には、被後援者本人または秘書が参列してくれます。

ただし、被後援者が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、一定の例外を除き禁止されています（公職選挙法199条の2第1項）。特に結婚式または葬儀については、被後援者本人が参列することなく祝儀・香典等を寄附することは罰則の対象とされています。また、秘書など被後援者以外の者が被後援者名義で寄附することも禁止されています。これらの寄附を求めることも禁止されていますので注意が必要です。

2-6 登録政治資金監査人

政治資金規正法に規定する国会議員関係政治団体は、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、総務省の研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた税理士、弁護士、公認会計士）による政治資金監査を受けることが義務付けられています。登録政治資金監査人は、政治資金の1年間の全支出（人件費を除く。）について、領収書と会計帳簿を照合したうえで、政治資金監査報告書を作成します。政治資金監査報告書は、収支報告書とともに公開されます。

日税政は、登録政治資金監査人制度について、税理士が積極的に登録政治資金監査人として登録し、当該監査に従事するよう、日税連・単位税政連と連携し必要な施策を講じています。

また、税理士による国会議員等後援会についても、寄附金控除に係る申請をしている場合は、同法第19条の7に規定する国会議員関係政治団体となり、登録政治資金監査人による監査を義務付けられます。

さらに、税理士による国会議員等後援会がこの国会議員関係政治団体ではない場合でも、

税理士は、登録政治資金監査人として被後援者の監査を依頼される場合があります。登録政治資金監査人である税理士が、監査を依頼された国会議員に寄附を行った場合等でも、それが被後援者の選挙運動に関する寄附であったり、物品等による寄附であれば、政治資金規正法には抵触しませんが、マスコミに批判的に報道された例もあります。

例え不適切な批判であってもマスコミ等に取り上げられ被後援者に迷惑がかかることを避けるため、総務省が公表しているQ&A等を参考として、厳正な後援会の運営と業務の執行に心掛けてください。

また、補足ではありますが、税理士による国会議員等後援会が国会議員関係政治団体である場合の登録政治資金監査人については、当該団体の役職員は監査をすることができませんので、ご注意ください(規正法施行規則 17 条 2 項)。

○総務省ホームページより「政治資金監査に関するQ&A」（令和6年1月版）（抜粋）

確定申告を受託している税理士による政治資金監査

Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者が国会議員に係る公職の候補者の確定申告について受託していることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。

ただし、当該候補者の確定申告を行っている場合は、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はないものの、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。

また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の指名は政治資金監査報告書において明らかになります。

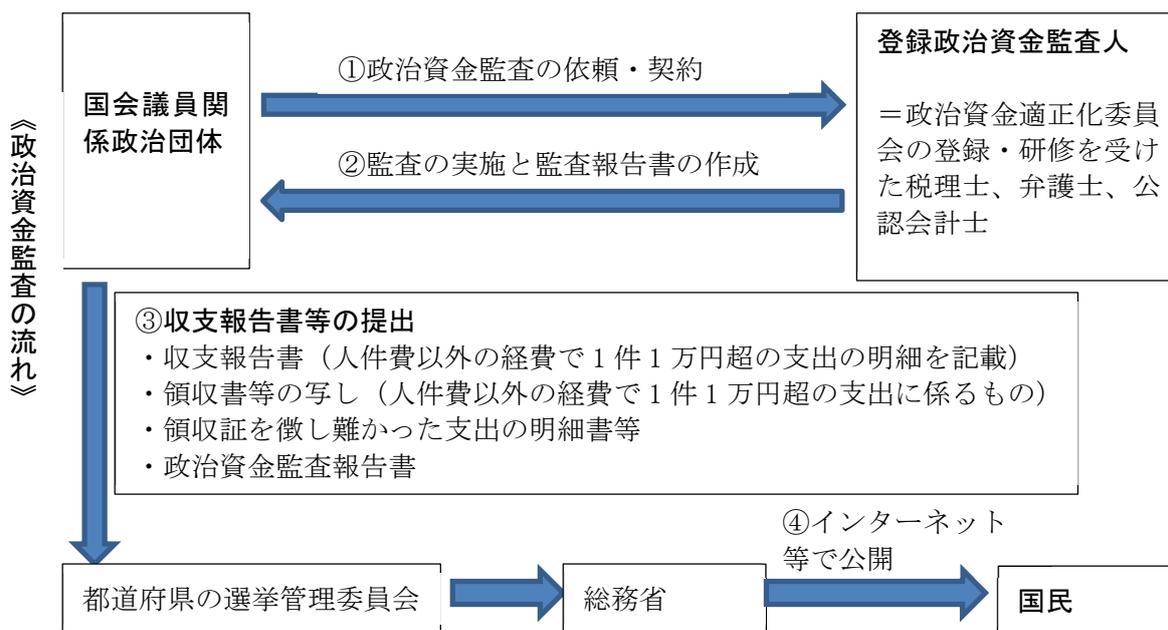
後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

Q 特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者が、ある国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべきもの（以下「代表者又は会計責任者等」という。）である場合に、同一の候補者に係る他の国会議員関係団体乙に対する政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国会議員関係政治資金団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。

ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と直接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。

また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。



第3章 陳情活動

3-1 陳情活動

税理士会の使命として税理士制度の改善と進歩を図ることは当然であり、令和4年の税理士法改正は大きな成果をあげましたが、時代に合った更なる税理士法改正は不可欠です。また、日税政規約第4条にもあるとおり、納税者のための租税制度並びに税務行政の確立に資するため、毎年の税制改正等に対し、常時後援会活動を通じ効果のある陳情活動を行うことが必要になります。

税理士を取り巻く環境は、非常に厳しくさまざまな問題が発生しており、これらを解決するために税政連は、国会議員、政党、政府等に税理士の立場を理解してもらうべく趣旨説明を精力的、積極的に行うことが陳情活動なのです。

3-2 陳情者自身の理解

陳情を効果的に実施するには、陳情者自身が陳情の内容について十分に理解する必要があります。陳情者は、陳情の趣旨を簡潔かつ的確に国会議員に説明ができるよう陳情のポイントを理解していなければなりません。国会議員には常日頃から連絡を取り、土曜日、日曜日等地元へ帰郷した際には会って説明するなどして趣旨を理解していただくことが必要になります。

陳情の要領は次のとおりです。

- (1) 陳情書を議員に直接手渡しをして趣旨を説明します。
- (2) 議員の帰郷日時を地元事務所の秘書や事務局担当者を確認し、直接会える日時を連絡します。議員不在のときは秘書に趣旨を伝え、陳情書を手渡しします。
- (3) 議員、秘書不在の時でも地元事務所の事務局担当者に名刺を添えて手渡しをします。また、後日議員に直接電話します。
- (4) 陳情者は後援会長、幹事長、支部長(支局長、地区長)等役員が陳情をします。
- (5) 集会時の陳情や他団体との同時陳情は効果が薄くなります。
- (6) 年末・年始の陳情は当然です。単位税政連より法改正の陳情内容が連絡された場合、後援会は早急に陳情を実施します。
- (7) 毎年8月31日に各府省庁からの予算概算要求と税制改正要望の提出が締め切られます。**税制改正要望実現のためにはこの省庁からの要望の中に税理士会の要望が取り上げられることが大変に重要です。**そのために日税政においては近年、早期の陳情を単位税政連を通じて後援会に依頼しています。
7月中の早いタイミングでの陳情をお願いします。

3-3 陳情の場所等

陳情を行う場合には、担当の秘書に事前に連絡し、日時、場所は国会議員の日程に合わせてみます。陳情の際には、国会議員に直接行う場合でも秘書にも、陳情を理解してもらうために同席してもらうと良いでしょう。

議員会館で陳情を行う場合には、議員会館入口の受付で「面会証」に所定の事項を記入し、受付係員から許可を受けて入館します。国会での陳情となった場合は、議員秘書に「通行証」を手配してもらい、案内をお願いします。

3-4 陳情参加者

陳情の日時が決定したら陳情参加者を決定します。その際、陳情参加者は、後援会の役員はもちろん、税政連支部長(地区長、名前は地区により異なる)、副支部長(副地区長)に参加を求め、税政連の幹部にも連絡し、参加を依頼します。陳情参加者の人数が多いほど、陳情を受ける国会議員の陳情の趣旨の理解に効果的です。また、議員の役職、影響力に応じて日税政に対しても参加を要請します。議員会館のみでなく地元事務所にも常日頃連絡をすることが必要です。

3-5 陳情報告書の作成

陳情が終了したら報告書を作成し、所属税政連に提出します。

〇〇税理士政治連盟 御中
FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
アドレス〇〇@〇〇.jp

報告書(〇〇に関する陳情)

〇〇後援会

議員氏名 (政党、選挙区)	日時/場所	出席者	結果 (A~C)	結果の概要 (議員からの意見、感触等)
日税 太郎 (自民・東京〇区)	令和〇年〇月〇日 議員会館	〇〇会長 〇〇副会長 〇〇後援会長 〇〇政策委員長 〇〇国対委員長	A	令和〇年度税制改正要望書及びリーフレットを持参し、重要要望項目を中心に説明を行った。〇〇議員はメモを取りながら熱心に説明を聞いていた。特に要望項目の中の〇〇に関心を示しており、積極的に対応したい旨の発言があった。好印象であり、理解をいただけたように思う。

※議員本人と面会できた場合は会報に掲載しますので、スナップ写真を撮影のうえ広報委員会あてご送付ください。(結果についてはA⇒議員本人との面会、B⇒秘書との面会、C⇒資料を置いただけ)

3-6 陳情活動の成果

税理士による国会議員等後援会は、税政連活動の核として、日税政、単位税政連、日税連、単位税理士会と連携した活動により、これまで税理士制度・税制改正に関して、次のとおり数多くの大きな成果を挙げています。

1. 税理士法改正

後援会が活動を開始した昭和50年以降、昭和55年、平成13年、平成26年と令和4年に税理士法の大きな改正が行われました。令和4年の税理士法改正では、税理士業務のICT化推進の明確化などの重要な改正が行われました。後援会はこれら税理士法改正の最も大きな原動力となりました。

2. 税制改正

日本税理士会連合会の税制建議を受けて、陳情活動を展開し、次のような項目が実現しました。

【令和6年度税制改正】

- 法人版事業承継税制（特例措置）に係る特例承認計画の提出期限の延長
- 賃上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設
- 中小法人に対する外形標準課税適用の見送り

【令和5年度税制改正】

- インボイス制度導入に対する中小企業者の実務を踏まえた負担軽減措置
- 相続時精算課税制度の使い勝手向上
- 特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間の延長

【令和4年度税制改正】

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
- 交際費等の損金不算入制度の見直し
- 財産債務調書の提出期限等の見直し

【令和3年度税制改正】

- 中小企業者等に係る法人税の軽減税率等の各種特例の適用維持
- 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化
- 電子帳簿等保存制度の普及

【令和2年度以前】

- 寡婦（寡夫）控除の適用要件の見直し
- 事業承継税制における資産保有型会社の判定時期の見直し
- 事業承継税制における適用要件の大幅緩和
- 災害関連税制の常設化
- 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止
- 個人事業者の消費税の納期限を3月末日に延長
- 小規模事業者の年末調整にかかる源泉所得税の納付期限の延長
- 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度における諸要件の緩和
- 相続税の連帯納付義務制度の見直し
- 更正の請求期間の延長

3. 会社法制

平成14年の商法改正で現物出資の評価証明等の有資格者として、税理士が弁護士、公認会計士と共に商法に明記されました。

平成17年に成立した会社法において、制度化された「会計参与」の有資格者として、税理士と公認会計士が会社法に明記されました。

4. 地方公共団体の外部監査

平成9年の地方自治法改正において制度化された地方公共団体外部監査人の有資格者として税理士が明記されました。

令和7年2月現在、全国で22の税理士による首長後援会が設立されており、税理士の外部監査人等の選任に向けた活動を行っています。

5. 登録政治資金監査人制度

平成19年の政治資金規正法改正において制度化された登録政治資金監査人の有資格者として税理士が明記されました。

令和7年2月現在、登録政治資金監査人に登録した5,187人のうち、74.2%、3,847人を税理士が占めています。

6. 政策担当秘書制度

平成30年、日税政が、日税連と連携して要望してきた「国会議員の政策担当秘書資格試

験等実施規程」の改正が実現し、税理士が政策担当秘書の選考採用審査認定を受けることができるものに追加されました。国会議員の政策担当秘書は、国会議員の政策立案・立法調査機能を高めるために創設されたものです。平成30年の改正以前は、政策担当秘書資格試験等実施規程では、その審査認定を受けることができる者について「司法試験、公認会計士試験、国会公務員Ⅰ種試験等に合格している者」に限られていましたが、税政連は税理士会と連携してこれに税理士を加えるべく活動を進めた結果、この規定が改正され、要望が実現しました。

7. その他

国税不服審査制度の見直し、社会保険労務士法改正、不動産コンサルタント問題等の懸案事項に対し税理士による後援会は積極的に対応しています。

第4章 選挙支援

4-1 選挙活動の基本的考え方

選挙というと、選挙違反の恐さと、知人をお願いする煩わしさと、ついつい避けて通りた
いと思うのが人情です。

しかし、選挙は主権が国民に存する憲法の前文にあるように、民主政治の健全な発達を期
すためのものですから避けて通れないことは解ります。

選挙には、してよいことと、いけないことがあります、それを認識すれば恐れることはありま
せん。むしろ、出陣式などで、応援演説、弁士などを積極的に引受けて、各種の制度や体制
の改善に尽力している税理士の姿をアピールして、その実現のために、代弁者の議員候補者
を支援する演説は、候補者の当選に加えて、税理士の活動を社会にPRする絶好のチャンス
と考えます。

安心して選挙活動ができるように、政治活動と選挙運動について、してよいこと、いけな
いことを十分に認識することが必要です。

4-2 政治活動と選挙運動について

我が国は議会制民主主義の形態を採り、政党やその他の政治団体、政治家の政治活動によ
って国民の政治的意思が形成され、選挙で選ばれた議員により国会において政治が行われ
ています。日本の法制では、政治資金規正法が主に日常の政治活動について、公職選挙法が
選挙における活動について、それぞれ規定しています。二つの法律はそれぞれ第1条でその
趣旨について、次のとおり規定しています。

○政治資金規正法第1条（目的）

この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び
公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政
治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治
団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授
受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主
政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

○公職選挙法第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の
議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意
思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期す
ことを目的とする。

言い換えれば、公職選挙法では、広義の政治活動から選挙運動を除いたものを政治活動と
しています。一方、政治資金規正法でいう政治活動とは、選挙運動と政治活動の両方を含め
たものを政治活動としています。

1 政治活動とは

政党その他の政治団体等がその政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発等、政治上の目的を
もって行われる一切の活動と規定されており、特定の候補者の当選を得るための行為では
ありません。

2 選挙運動とは

- ①特定の公職の選挙についてであること
- ②特定の候補者又は立候補予定者のための行為であること
- ③投票を得又は得させる目的があること
- ④直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他の諸般の行為をすることとされています。

選挙運動か通常の政治活動かの区別については、それが行われたのがいつか、つまり選挙運動期間かどうかにより判断されることがあります。選挙運動期間は次のとおり、選挙によって異なりますので、注意してください。

○選挙運動期間（公示、告示～投票日前日）※公職選挙法 31 条～33 条

衆議院議員	12日間	参議院議員	17日間
都道府県知事	17日間	都道府県議会議員	9日間
政令指定都市の首長	14日間	政令指定都市の議会議員	9日間
市長	7日間	市議会議員	7日間
町村長	5日間	町村議会議員	5日間

○公示と告示

衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の期日の決定の公表を公示といいます。それ以外の選挙の期日の決定の公表を告示といいます。

○公示日等前、選挙期間中、投票日における行ってよい活動と行ってはいけない活動の比較

期 間	政治活動	選挙運動
公示日等前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政治活動 ○ 後援会活動 ○ 後援会加入勧誘文書の頒布 ※ただし、事前運動の性質を帯びないように注意する必要があります。 ○ 公職の候補者を支持する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立候補準備行為 ○ 選挙運動準備行為 ⇒組織内部での候補者の推薦の決定など ○ 社交的行為
選挙期間中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人が行う政治活動 ○ 後援会活動 × 政治活動用文書図画の掲示、頒布 例1) 後援会の加入勧奨文書の配布 ⇒公選法 201 条の 13 第 1 項 2 号による。政治活動のための文書図画に特定の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載してはならない。 後援会の加入勧奨文書には当然特定の候補者の氏名が入ることが想定されるため、配布をしてはならない。 例2) 機関紙による推薦候補者の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々面接 ○ 電話による投票依頼 ○ 個人演説会、街頭演説会における応援演説 ○ 幕間演説 ○ 選挙ハガキの郵送 ○ 座談会（候補者と語る会）の開催 △ 文書または図画の掲示、頒布 例1) 選挙運動用ビラの頒布 ⇒選挙ビラの配布は以下の方法に限定されています。 <ul style="list-style-type: none"> ①新聞折り込み ②候補者の選挙事務所内での頒布 ③個人演説会の会場内での頒布 ④街頭演説の場所での頒布

	⇒公選法 201 条の 15 による。政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌は選挙の告示日から選挙日までの間、選挙に関して報道及び評論を掲載することができない。	△ 現金による寄附（政治資金規正法の規定により禁止されるものがある） × 戸別訪問 × 連呼行為 × 飲食物の提供 × 文書の回覧・掲示
投票日	選挙期間中と同じ	○ 棄権防止活動 × 選挙運動

【記号について】○=行ってよい活動・運動
△=行うにあたって制限を受ける活動・行為
×=行ってはいけない活動・運動

4-3 通常の活動

選挙期間以外に行われる通常の政治活動は原則自由です。第 2 章で紹介した活動のほか、次のような活動が可能です。

1. 後援会の諸活動に議員を招き、議員と語り合う場を作り、後援会の結束強化を図ります。
2. 後援会に未加入の税理士に加入勧奨を行います。
3. 後援会会員事務所に議員のポスターを貼り、議員名の浸透を図ります。

4-4 公示(告示)前にできる活動

選挙が近づくと、候補者は事務所開きをしたり、新たなポスターを貼ったり、街頭演説をより頻繁に行ったり、と政治活動をより活発に行うようになります。税理士による後援会も、被後援者を国政に送り出すために、選挙までの計画を立てて（資料①）役員会・世話人会等での打ち合わせのうえ、総決起大会の開催（資料②）や電話戦術などの活動を行います。公示（告示）前にできる具体的な活動は次のとおりです。

ただし、特定の候補者の投票依頼にならないよう、また、事前運動とならないよう注意してください。

1. 特定の会合を開催し、候補者や党の推薦を決定すること。
2. 後援会の会員名簿によって電話で支持を訴えること。
3. 団体のあらゆる会合で候補者や党を推薦したことを周知徹底して、支持を広げること。
4. 団体と関係のあるところに支持の拡大をお願いすること。
5. 団体の会員の家族、親せき、友人、知人等へ候補者の後援会の入会や党の入党等をお願いすること。
6. 少人数規模の会合を開催し、候補者の抱負や党の考え方などを周知徹底すること。
7. 関与先の朝礼などで、候補予定者からの政策などの話を聞くこと。
8. 後援会未加入の税理士はもちろん、関与先の社員や取引先等を対象に、○○候補予定者支援のリーフレットに署名を依頼すること。
ただし、投票を得る等の目的と認められる場合は署名運動の禁止違反になります。（公選法 138 条の 2）
リーフレットへの署名は選挙の有無にかかわらず、毎年一定の時期に関与先からもらうことが望ましいでしょう。
リーフレットに書かれた総人数によって支援度合いの一応の目安にされます。
9. 後援会が、適宜に候補予定者を囲んで「励ます会」「ミニ語る会」を開催します。

【資料①】活動予定表

月	日	曜日	日 程
11	24	金	世話人会を開催し活動方針を協議
	27	月	あいさつ回り
	29	水	同上
12	2	土	支部忘年会に被後援者を招待
	9	土	〇〇地区後援会結成式に参加応援
1	3	水	被後援者本体後援会主催の新年会へ参加
	20	土	被後援者選挙対策本部事務所開き
	31	水	世話人会
2	3	土	公示・告示日 出陣式：立候補届出後(午前8時)、第一声：8時30分・〇〇市役所前
	5	月	決起大会勧誘電話、配布資料の袋詰作業
	6	火	会館の会場設営、諸手配
	7	水	総決起大会3時30分終了後世話人会
	9	金	各自選挙活動、三役打合せ(午後6時選对本部)
	13	火	世話人打合会(午後6時 会館)
	14	水	他支部等訪問
	15	木	同
	16	金	午後1時～夕方 会館へ世話人集まって総仕上げ 1 会員へ再度電話依頼(職員、家族、親戚、関与先) 2 区外在住知人(本部役員等)へ選挙区在住知人への電話依頼 3 他支部へ同じような働きかけをする
	18	日	投票日、夕方から会館へ集合、審判を待つ。当確と同時に候補設営の会場へ。

【資料②】税理士による〇〇後援会総決起大会次第

		(司会 〇〇〇〇)
1	開会宣言	(司会者)
2	会長あいさつ	(〇〇後援会長)
3	県税政連会長あいさつ	(〇〇会長)
4	選挙運動について	(〇〇税政連幹事長)
5	〇〇先生あいさつ	
6	推薦状交付	
	(1) 日本税理士政治連盟	
	(2) 〇〇税理士政治連盟	
	(3) 〇〇県税理士政治連盟	
	(4) 税理士による〇〇後援会	
7	勝ちどき (〇〇幹事長音頭)	
8	懇談	
	(注) 1 来賓のある場合は、4の次に「ごあいさつ」をお願いする。	
	2 「祝電」は、懇談の席で披露する。	

4-5 公示(告示)後選挙期間中にできる活動(幕間演説、個々面接、電話による選挙運動等)

候補者が立候補の届出を済ますと選挙日の前日までは、次のような選挙運動は自由に行えます。

1 幕間演説

幕間演説とは、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社、工場等の休憩時間に、たまたまそこに集まっている者を対象として、候補者、運動員または第三者が選挙運動のため演説をすることをいうものであって、わざわざ選挙運動のために聴衆を集めてする演説会とも異なり、また街頭演説ともならないので自由に行えることとされています。

(注) 幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ聴衆を集めてもらっていて、そこに出向いて選挙運動のための演説をすることはできません。あらかじめ周知されていないことが必要です。

2 個々面接

- (1) 個々面接とは、デパート、電車、バス、商店街や駅など街頭で出会った知人に、候補者への投票を依頼することをいうもので、法律で禁止されていないので自由に行えます。
- (2) 事務所や自宅への来訪者に、候補者への投票を依頼します。
- (3) 様々な集会や会合で顔を合わせた時に候補者への投票を依頼します。

(注) 「戸別訪問」との境界線は微妙ですから注意を要します。例えば、戸外に出ている人を敷地入口に呼び出し、投票依頼をする行為は「戸別訪問」に当たり禁止されません。

3 電話による選挙運動

電話による選挙運動(電話戦術)は、法律上制限されていないので自由に行えます。税理士による後援会にとって最も効果的で重要な活動の一つであり、積極的に対応すべきです。一方、電話による選挙運動に対して、日当等を支給することは運動買収とみなされ、連座のおそれもあります。選挙違反とならないよう慎重な対応も必要となります。

後援会役員は、電話戦術を総括して、被後援者の当選を勝ち取るよう、かつ選挙違反のないよう、的確に対応しなければなりません。

電話戦術の要領の例を、次のとおり紹介します。

《後援会役員は電話戦術を総括する》

1. 後援会役員は電話戦術当番表(資料③)を作成し、会員に担当日の通知をします。
2. 電話戦術当番表の写しを速やかに税政連(支部長)あてに送付します。
3. 当番表に支障がある場合は、事前の申し出により担当日の差し替えを行います。
4. 電話戦術に必要な次の用具を用意します。

会員名簿、後援会旗、電話戦術要領(電話のかけ方)(資料④)、電話戦術日誌(資料⑤)、電話戦術当番表、筆記用具 等
--

選挙期間中は、上記の用具は電話戦術を行う場所に保管を依頼し、選挙が終了したら、直ちに引き揚げて保管します。

5. 電話戦術担当者は、電話戦術日誌に業績を記載します。
6. 電話戦術の実績を被後援者及び税政連に報告します。
7. 後援会と選挙事務所と協議する事項
 - (1) 選挙事務所の窓口担当者を決めてもらいます。
 - (2) 専用の臨時電話を2台ぐらい架設してもらいます。

- (3) 電話戦術を行う場所、後援会旗を置く場所を決めてもらいます。
 (4) 担当者交替時までの用具類を保管してもらいます。

(資料③) 電話戦術当番表

候補支援の電話戦術当番表

(◎印責任者)

	月 日()					
午前 10 時～12 時						
午後 1 時 ～ 3 時						
午後 3 時 ～ 5 時						

日程の変更があれば、適宜、期間をご変更願います。

(資料④) 電話戦術実施要領、電話のかけ方

※電話戦術の当番（後援会会員）にコピーして配布します。

電話戦術実施要領

- (1) 選挙事務所に赴き、税理士による〇〇〇後援会の者であること及び電話戦術に来たことを明確に伝えます。
- (2) 電話戦術の展開について
 - ① 税理士に対して行う場合

備え付けの税理士会員名簿により税理士本人に対し、

 - (a) 〇〇候補者は〇〇税理士政治連盟の推薦候補者であることを告げ、投票を依頼します。
 - (b) 当該税理士に対し家族、事務所の職員・その家族・関与先の人達、知人・友人等に電話による投票依頼をしてくれるようお願いします。
 - (c) 税理士本人に (a)、(b) の要請が済んだ場合は、税理士会員名簿の氏名の前に (済) の印を記入します。
 - (d) (c) による (済) のある税理士には、重ねて (a)、(b) を行わないようにします。
 - ② 当番税理士は関与先の人達、知人・友人に対して当番の税理士自身、自己の関与先名簿、知人・友人名簿、年賀ハガキ等を持参のうえ、これにより投票依頼の電話をします。
- (3) 電話戦術日誌の作成について

電話戦術が終了した時は、備置している電話戦術日誌に所定の事項を記入します。
- (4) 電話戦術の責任者は、電話戦術の終了後、次の当番者へ引継します。
- (5) 当番に当たっている日に支障が生じた場合は、早急に当番の責任者（当番表の◎印の人）を通じて後援会会長または支部連会長に連絡し、代わりの者をたてるようにします。

電話のかけ方

電話による選挙運動は自由ですので、組織的に活用すると選挙の有力な武器になります。

電話戦術は、候補者の投票依頼と同時に、選挙民の候補者に対する反応を確実に確かむことができますので、計画的に有効に利用しましょう。

注 意 事 項

- (1) 真心をこめて話すこと。情に訴えるよう、その気分になって頼むこと。
- (2) 受話器は必ず相手が置いてから、こちらが置くこと。
- (3) 電話の反響を記入すること。
 - ① 特に返事の良いところは ◎
 - ② 返事の良いところは ○
 - ③ 怒ったり、どなったり、返事の悪いところは ×
 - ④ 特別の反響や用件を頼まれたときにはメモをとって、責任者に連絡し善処すること。
- (4) 子供が電話に出て、大人のいない家では子供によく頼むこと。『帰られたらお父さん、お母さんによろしくお伝えくださいネ。』と。
- (5) 職業・相手先により、電話の時間を考えること。
 - ① 飲食店＝昼食時（11時～1時）、夕食時（5時～7時）は中止
 - ② 青果店、鮮魚店、肉屋＝夕方時は中止
 - ③ 一般家庭＝早朝、夕食時は中止
 - ④ 会社、工場＝午前9時前、午後5時以後は中止
- (6) 話し中だったり、不在で電話口にだれも出て来ないときは、日時をかえて、忘れずかけ直すこと。
- (7) 会社、工場などの場合は、『どうぞ皆様によろしくお伝え願います！』と最後に付言すること。
- (8) 候補者を推薦または支持する各種の団体、会社、組合、同窓会等の構成員には、これらの関係者の知人や事務担当者から、それぞれにかけることも効果があるが、特に選挙事務所から電話することが一層効果的です。
- (9) 相手から怒られても『怒らず、気にせず、すぐ忘れてしまう』こと。

【資料⑤】電話戦術日誌

当番日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分～
当番氏名	(支部名) (氏名)
電話した対象者数	税理士 人 関与先等 人
電話戦術に関する意見等	

4 その他、選挙期間中にできる運動

- (1) 出陣式や演説会には積極的に参加し、応援演説を引き受けること。
- (2) 候補者の選挙事務所へ行って
 - ①選挙対策会議やその他の会合に出席すること。
 - ②事務所内で電話を使って連絡や投票依頼をすること。
- (3) 選挙運動用ハガキを活用すること。候補者の選挙事務所が投函する「選挙ハガキ」には、その推薦人となり、関与先などを宛先として選挙事務所に提出します。
(注) 税理士が勝手にポストに投函することはできません。
- (4) 選挙管理委員会発行の証紙の貼ってあるポスターを、党の選挙事務所と相談のうえ、税理士事務所や関与先の目立つところに掲示するようお願いすること。(国政選挙にあっては、参議院比例代表選出議員選挙のみ)
- (5) 室内用ポスターや自分で書いた「〇〇さんの健闘を祈る」等を事務所に掲示すること。
- (6) 候補者個人や党の選挙運動用ビラ(小選挙区のビラには証紙の貼付が必要)を街頭演説の場所や演説会場内で配ること。ただし、散布や戸別訪問して頒布してはいけません。
- (7) 候補者個人や党の選挙事務所へ訪問し、激励すること。ただし、お酒などの差し入れはしてはいけません。
- (8) 候補者と語る会として座談会、懇談会等を開催すること。
- (9) 期日前投票の活用を呼びかけること。

5 インターネット選挙

平成 25 年の公職選挙法改正により、インターネット等を利用する選挙運動が解禁されました。それまで禁止されていたウェブサイトを利用した選挙運動ができるようになったのです。公職選挙法によればウェブサイト等を利用する方法(公職選挙法 142 条の 3)とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等です。

公職選挙法はインターネット等を利用した政治活動についてほとんど規制を設けていませんので、ホームページや SNS を利用した活動報告、メールマガジンの発行、動画配信なども可能です。

しかし、電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができることとされており、候補者・政党等以外の一般有権者は引き続き禁止されており、注意が必要です(公職選挙法 142 条の 4)。この他にも、選挙運動期間外にインターネットを利用して特定の選挙において特定の候補者への投票の呼びかけは事前運動に当たり当然許されません。後援会や政治連盟は慎重な対応が必要です。不明な点がある場合は選挙管理委員会等にお尋ねください。

4-6 禁止されている選挙運動

公示(告示)前、公示(告示)後を問わず禁止されている選挙運動のうち主なものは次のとおりです。

1. 事前運動の禁止(公選法 129 条)

選挙運動は、立候補の届出があった日からでなければすることはできません。それ以前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

厳密には、立候補の届出の当日であっても現実に届出手続が完了しないうちは、やはり事前運動になります。

買収や戸別訪問など選挙期間中禁止されている行為はもちろんのこと、個々面接や電話による選挙運動のような選挙期間中にできる行為も、これを届出前に行えば、一切事前

運動になります。

※ 後援会の設立時期につきましては、事前運動のないよう特にご注意ください。

2. 戸別訪問の禁止（公選法 138 条）

何人も、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、または投票を得させないよう依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止されています。

（注）戸別に演説会の告知をすること、候補者の氏名、政党等の名称を言い歩くことは戸別訪問に当たります。

3. 署名運動の禁止（公選法 138 条の 2）

何人も、選挙に関し、得票を得若しくは得しめまたは得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできません。（署名運動とは、一定の目的をもって多数人から署名を収集する行為をいいます。）

4. 買収の禁止（公選法 221 条）

何人も、候補者の当選を目的として、選挙人または選挙運動員に対し、金銭、物品等を与えること。また、その申し込みや約束をすることも禁止されています。

5. 候補者からの飲食物の提供の禁止（公選法 139 条）

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても禁止されています。（その供応接待を受け、若しくは要求し、またはその申し込みを承諾することも禁止）

6. 氣勢を張る行為の禁止（公選法 140 条）及び連呼行為の禁止（公選法 140 条の 2）

何人も、選挙運動のため、自動車を連ねまたは隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為や連呼行為をすることは禁止されています。（連呼行為は、個人演説会や街頭演説会の場所等においてはすることができます。）

7. 私製ハガキの使用禁止（公選法 142 条 5 項）

自分の手持ちのハガキなどで友人等に投票を頼むことは禁止されています。

8. 候補者への飲食物の提供の禁止（規正法 21 条の 2 第 1 項）

陣中見舞としてお酒などを候補者に贈ることは禁止されています。

ただし、選挙運動のために個人が現金で 150 万円以内を寄附することは違反になりません。

9. 後援団体に関する寄附の禁止（公選法 199 条の 5 第 1 項）

後援会は、選挙区にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず次の(1)(2)(3)に掲げる場合を除き寄附をしてはなりません。

(1) 政党その他政治団体またはその支部に対して寄附をする場合

(2) 当該公職の候補者等に対して寄附をする場合

(3) 当該後援会がその団体の設立目的により行う行事又は事業（後援会の設立目的の範囲内において行う後援会の総会、その他の集会、見学、旅行、その他の行事や印刷、出版の事業）に関し寄附をする場合

ただし、このような寄附であっても、花輪、供花、香典、祝儀、その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは罰則をもって禁止されます。

10. 選挙期日後の挨拶行為の禁止（公選法 178 条）

何人も、選挙の期日後の当選祝賀会、その他の集会開催は禁止されています。また、答礼のための戸別訪問や、感謝文の掲示など一切禁止されています。

4-7 連座制について

連座制とは、候補者との一定の関係にある者が、買収等の罪を犯して刑に処せられた場合には、候補者が買収等の行為に直接関わらなくても、候補者の当選を無効とすると共に、5年間同じ選挙で同じ選挙区から立候補できない制度です（公職選挙法 251 条の 2）。

連座制の対象者は、総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者等の親族、候補者の秘書及び組織的選挙運動管理者等となっています。

税理士による後援会の役員は、この組織的選挙運動管理者等に含まれます。

4-8 政治活動に関する寄附の制限について

個人による政治団体への寄附は、政党と政治資金団体の場合は、2,000万円の総枠制限の中で自由に行えますが、政党、政治資金団体以外の政治団体へは、1,000万円の総枠制限があり、かつ一つの政治団体に対して、年間150万円以内の個別制限があります。

企業、労働組合等の団体から政党、政治資金団体以外の政治団体、政治家本人への寄附はできません。

《政治活動に関する寄附の制限》

寄附者		個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体		政治団体										
						政党		政治資金団体		その他の政治団体						
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限					
政党・政治資金団体		年間2,000万円	制限なし	資本金・組合員数等(※4)に応じて年間750万円～1億円	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> 制限なし </div> </div>											
その他の政治団体	資金管理団体	年間1,000万円(※1)	年間150万円(※2)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> 禁止 </div>											年間5,000万円	
	資金管理団体以外の政治団体	公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止(※3)	金銭等に限り禁止(※3)その他は年間150万円												金銭等に限り禁止(※3)その他は制限なし	
公職の候補者		金銭等に限り禁止(※3)	金銭等に限り禁止(※3)その他は年間150万円						金銭等に限り禁止(※3)その他は制限なし							

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、総枠の制限はありません。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、個別の制限はありません。

※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。

※4 その他の団体(会社、労働組合、職員団体等の団体を指す)については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限があります。

(注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されません。

第5章 解散

5-1 後援会の解散

後援会は、次のような事由が発生した場合は、原則として総会の議を経て解散することになります。

- (1) 被後援者が死亡したとき
- (2) 被後援者が引退を表明したとき
- (3) 被後援者が社会的指弾を浴び、後援会として継続が困難と判断したとき
- (4) 被後援者から解散の通知を受けたとき
- (5) 後援会活動が長期間にわたり行われていないとき
- (6) その他、会員が解散を必要として認めたとき

5-2 残余財産

後援会を解散する場合は、総会（ただし、事情により役員をもって総会構成員とすることができます）を開催して残余財産の処分の決議をすることが必要です。残余財産は、所属税政連等他の政治団体に寄附することとなります。

5-3 選挙管理委員会への届出

解散をした後援会は、都道府県選挙管理委員会への届出を政治資金規正法第17条第1項の規定により行います。

政治団体の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から30日以内（国会議員関係政治団体は60日以内）に所定の様式による「解散届」と解散日までの「収支報告書」及び領収書等の写しを文書で提出してください、国会議員関係政治団体の場合は政治資金監査報告書も必要です。

なお、解散届及び収支報告書の提出部数については事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。

5-4 税政連への届出

5-3により解散届を提出した後援会は、同様に所属税政連を経て日税政にその写しを届出しなければなりません。

5-5 後援会旗の返還

「税理士による国会議員等後援会への助成に係る要領」（56頁を参照）の第1項の通り、後援会旗は日税政が貸与しているものです。解散後に日税政事務局まで郵送にて返還してください。

政治団体解散届（政治資金規正法施行規則（第18号様式））

第18号様式（第11条関係）

政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣

殿

何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散したので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなつた旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第6章 資料

6-1 政治資金規正法(抄)

(昭和23年7月29日法律第194号)最終改正：令和6年6月26日法律第64号

(目的)

第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義等)

第4条

3 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

(政治団体の届出等)

第6条 政治団体は、その組織の日又は第3条第1項各号若しくは前条第1項各号の団体となつた日(同項第2号の団体にあつては次条第2項前段の規定による届出がされた日、第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第19条の8第1項の規定による通知を受けた日)から7日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

一 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体(政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。)

主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

二 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

三 政党及び政治資金団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

2 政治団体は、前項の規定による届出をする場合には、綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(第7条第1項に

おいて「綱領等」という。)を提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出をする場合には、当該届出に係る政治団体の名称は、第7条の2第1項の規定により公表された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければならない。

4 第1項の文書の様式は、総務省令で定める。

5 第1項及び第2項の規定は、政党以外の政治団体が第3条第2項の規定に該当することにより政党となつた場合について準用する。

第6条の3 政治団体は、その主たる事務所の所在地又は主として活動を行う区域の異動により、第6条第1項各号の区分に応じ、同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、その異動の日から7日以内に、当該異動が生じたことにより同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対し、同項及び同条第2項の規定の例により届け出なければならない。

第7条 政治団体は、第6条第1項(同条第5項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。次条及び第7条の3において同じ。)の規定により届け出た事項に異動があつたときは、第6条第5項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日(第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときにあつては、第19条の8第1項又は第2項の規定による通知を受けた日)から7日以内に、その異動に係る事項を第6条第1項の規定の例により届け出なければならない。同条第2項(同条第5項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により政治団体が提出した綱領等の内容に異動があつたときも、同様とする。

(報告書の提出)

第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、4月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

(解散の届出等)

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から30日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出し

なければならない。

2 政治団体が第12条第1項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第8条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなす。

3 政治団体が第1項の規定により届出をしたとき、又は前項の規定に該当することとなつたときは、第6条第1項各号の区分に従い、当該都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 第12条第2項から第4項まで、第13条及び第14条の規定は第1項の報告書について、第7条の2第2項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(国会議員関係政治団体)

第19条の7 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体(政党及び第5条第1項各号に掲げる団体を除く。)をいう。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

二 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18第1項第4号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

2 この節の規定(これに係る罰則を含む。)の適用については、政党の支部で、公職選挙法第12条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ1の前項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

(国会議員関係政治団体に係る通知)

第19条の8 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、前条第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体があるときは、当該政治団体に対し、文書で、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした者は、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたときは、当該政治団体に対し、文書で、前条第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため第7条第1項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

3 前2項の文書の様式は、総務省令で定める。

(国会議員関係政治団体に係る支出の手続)

第19条の9 国会議員関係政治団体の会計責任者又は国会議員関係政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政治団体のために支出をした者に係る第11条の規定の適用については、同条第1項中「1件5万円以上のすべての支出」とあるのは「すべての支出」と、同条第2項中「1件5万円以上の支出」とあるのは「支出」とする。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第19条の10 国会議員関係政治団体(第12条第1項又は第17条第1項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第19条の15までにおいて同じ。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第12条第1項及び第2項又は第17条第1項及び第4項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第12条第1項及び第17条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「3月以内」とあるのは「5月以内」と、「4月以内」とあるのは「6月以内」と、同項第2号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費(第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費)の支出」と、「5万円以上の」とあるのは「1万円を超える」と、第17条第1項中「30日以内」とあるのは「60日以内」とする。

(第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第19条の12 第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体については、第19条の9において読み替えて適用する第11条、第19条の10において読み替えて適用する第12条第1項第2号、同条第2項及び前条第2項において読み替えて適用する第16条第1項の規定は、第6条第1項又は第7条第1項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(会社等の寄附の制限)

第21条 会社、労働組合(労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合をいう。第3項並びに第21条の3第1項及び第2項において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の2又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第52条に規定する職員団体をいう。第3項並びに第21条の3第1項及び第2項において同じ。)その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第21条の2 何人も、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関して寄附(金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。)をしてはならない。

6-2 公職選挙法(抄)

(昭和25年4月15日法律第100号)最終改正：令和2年6月12日法律第45号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

(総選挙)

第31条 衆議院議員の任期満了に因る総選挙は、議員の任期が終る日の前30日以内に行う。

2 前項の規定により総選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から23日以内にかかる場合においては、その総選挙は、国会閉会の日から24日以後30日以内に行う。

3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から40日以内に行う。

4 総選挙の期日は、少なくとも12日前に公示しなければならない。

5 衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に因る総選挙の公示は、その効力を失う。

(通常選挙)

第32条 参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終る日の前30日以内に行う。

2 前項の規定により通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から23日以内にかかる場合においては、通常選挙は、参議院閉会の日から24日以後30日以内に行う。

3 通常選挙の期日は、少なくとも17日前に公示しなければならない。

(一般選挙、長の人気満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。

3 地方公共団体の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第6条の2第4項又は第7条第7項の告示による当該地方公共団体の設置の日から50日以内に行う。

4 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の議会の議員がすべてなくなつたとき、又は地方公共団体の長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の告示は、行わない。但し、任期満了に因る選挙の期日前に当該地方公共団体の議会が解散されたとき、又は長が解職され、若しくは不信任の議決に因りその職を失つたときは、任期満了に因る選挙の告示は、その効力を失う。

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙にあつては、少なくとも17日前に

二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも14日前に

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも9日前に

四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に

五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも5日前に

(選挙運動の期間)

第129条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第86条第1項から第3項まで若しくは第8項の規定による候補者の届出、第86条の2第1項の規定による衆議院名簿の届出、第86条の3第1項の規定による参議院名簿の届出(同条第2項において準用する第86条の2第9項の規定による届出に係る候補者については、当該届出)又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

(戸別訪問)

第138条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。

2 いかなる方法をもつてするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言いあるく行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(署名運動の禁止)

第138条の2 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人に対し署名運動をすることができない。

(飲食物の提供の禁止)

第139条 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供することができない。ただし、衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、選挙運動(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この条において同じ。)に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)1人について、当該選挙の選挙運動の期間中、政令で定める弁当料の額の範囲内で、かつ、両者を通じて15人分(45食分)(第131条第1項の規定により公職の候補者又はその推薦届出者が設置することができる選挙事務所の数が一を超える場合においては、その一を増すごとにこれに6人分(18食分)を加えたもの)に、当該選挙につき選挙の期日の公示又は告示のあつた日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当(選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者が携行するために提供された弁当を含む。)については、この限りでない。

(氣勢を張る行為の禁止)

第140条 何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によつて氣勢を張る行為をすることができない。

(連呼行為の禁止)

第140条の2 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説(演説を含む。)の場所においてする場合並びに午前8時から午後8時まで

の間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。
2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

（文書図画の頒布）

第142条

5 第1項の通常葉書は無料とし、第2項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵便株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。

（ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布）

第142条の3 第142条第1項及び第4項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。）により、頒布することができる。

2 選挙運動のために使用する文書図画であつてウェブサイト等を利用する方法により選挙の期日の前日までに頒布されたものは、第129条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。

3 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。）その他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

（電子メールを利用する方法による文書図画の頒布）

第142条の4 第142条第1項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙においては、それぞれ当該各号に定めるものは、電子メールを利用する方法により、選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができる。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 公職の候補者及び候補者届出政党

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙 衆議院名簿届出政党等

三 参議院（比例代表選出）議員の選挙 参議院名簿届出政党等及び公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）

四 参議院（選挙区選出）議員の選挙 公職の候補者及び第201条の6第3項（第201条の7第2項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

（第86条の4第3項（同条第5項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該公職の候補者が所属するものとして記載されたものに限る。）

五 都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙 公職の候補者及び第201条の8第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）において準用する第201条の6第3項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

六 都道府県知事又は市長の選挙 公職の候補者及び第201条の9第3項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

七 前各号に掲げる選挙以外の選挙 公職の候補者

（選挙期日後の挨拶行為の制限）

第178条 何人も、選挙の期日（第100条第1項から第4項までの規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第5項の規定による告示の日）後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもつて次に掲げる行為をすることができない。

一 選挙人に対して戸別訪問をすること。

二 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。

三 新聞紙又は雑誌を利用すること。

四 第151条の5に掲げる放送設備を利用して放送すること。

五 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

六 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によつて氣勢を張る行為をすること。

七 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、

香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。)をする場合は、この限りでない。

(買収及び利害誘導材)

第221条 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

二 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。

三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し第1号に掲げる行為をしたとき。

四 第1号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第1号若しくは前号の申込みを承諾し又は第2号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五 第1号から第3号までに掲げる行為をさせる目的をもって選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし又は選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)

第251条の2 次の各号に掲げる者が第221条、第222条、第223条又は第223条の2の罪を犯し刑に処せられたとき

(第4号及び第5号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたとき)は、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(以下この条において「公職の候補者等」という。)であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第251条の5に規定する時から5年間、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一 選挙運動(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)のために行う選挙運動に限る。次号を除き、以下この条及び次条において同じ。)を総括主宰した者

二 出納責任者(公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。以下この号において同じ。)又は出納責任者と意思を通じて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち第196条の規定により告示された額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む。)

三 3以内に分けられた選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の地域のうち1又は2の地域における選挙運動を主宰すべき者として公職の候補者又は第1号に掲げる者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者

四 公職の候補者等の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者等又は第1号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動をしたもの

五 公職の候補者等の秘書(公職の候補者等に使用される者で当該公職の候補者等の政治活動を補佐するものをいう。)で当該公職の候補者等又は第1号若しくは第3号に掲げる者と意思を通じて選挙運動をしたもの

6-3 国会議員等後援会結成一覧(令和7年2月現在)

国会議員等後援会の結成状況一覧

税政連	所属別	自民	立憲	公明	国民 民主	日本 維新	その他	無所属	小計				備考
									衆	参	自	非	
東京	衆議院	12	3					1	16				平将明後援会は二つある 片山さつき後援会は中国にもあり <small>(東京は「東日本の税理士による片山さつき後援会」)</small>
	参議院	1	1						2				
	自治体							3		3			
	非現職	8	1				1	2		12	33		
東京地方	衆議院	14	3						17				
	参議院	5	2	3					10				
	自治体							4		4			
	非現職	4						3		7	38		
千葉県	衆議院	5	6						11				
	参議院	4	1					1		6			
	自治体							4		4			
	非現職	6						1		7	28		
関東信越	衆議院	25	6		1				2	34			宮下一郎後援会、後藤茂之助後援会 は二つある
	参議院	3		2					2	7			
	自治体							6		6			
	非現職	10		1						11	58		
近畿	衆議院	16	1			2			19				
	参議院	7	1	1					9				
	自治体									0			
	非現職	11		2						13	41		
北海道	衆議院	1							1				
	参議院	1							1				
	非現職	1								1	3		
東北	衆議院	4	3		1			1	9				
	参議院	1		1	1				3				
	非現職	9								9	21		
名古屋	衆議院	4	2		1		1		8				大塚耕平後援会、伊藤孝恵後援会 は東海にもある
	参議院	2	2	1	1				6				
	自治体									0			
	非現職	1						1		2	16		
東海	衆議院	8	2						10				大塚耕平後援会、伊藤孝恵後援会 は名古屋にもある
	参議院				1				1				
	自治体									0			
	非現職							1		1	12		
北陸	衆議院	7							7				
	参議院	6							6				
	自治体							1		1			
	非現職	1								1	15		
中国	衆議院	14	1	1					16				片山さつき後援会は東京にもあり <small>(中国は「税理士による片山さつき後援会」)</small>
	参議院	7	1						8				
	自治体							4		4			
	非現職	2								2	30		
四国	衆議院	9	1		1				11				
	参議院	4							4				
	非現職	4								4	19		
九州北部	衆議院	4	1		1				6				
	参議院	3							3				
	非現職	1								1	10		
南九州	衆議院	7							7				
	参議院	1							1				
	非現職	5								5	13		
沖縄	衆議院								0				
	参議院								0				
	非現職									0	0		
合計	衆議院	130	29	1	5	2	1	4	172				重複後援会を含むと 340
	参議院	45	8	8	3	0	0	3	67				
	自治体	0	0	0	0	0	0	22		22			
	非現職	63	1	3	0	0	1	8		76	337		
	計	238	38	12	8	2	2	37					

6-4 税理士による国会議員等後援会への助成に係る要領

令和6年8月9日
幹 事 会

一、趣旨

日本税理士政治連盟は、税理士による国会議員等後援会の活動の支援するため、次のとおり助成金交付等を行う。

二、税理士による国会議員等後援会の設立に係る支援

1. 日本税理士政治連盟は、税理士による国会議員等後援会が設立された場合、設立助成金として5万円を交付するとともに後援会旗を貸与する。
2. 当該助成金の交付及び後援会旗の貸与は、別添の「税理士による国会議員等後援会設立助成金申請書」及び「税理士による国会議員等後援会後援会旗貸与申請書及び祝電依頼書」及び選挙管理委員会届出に係る書類の写しをもって、本連盟に設立を報告した後援会に限るものとする。また、助成金は税理士後援会名義の口座への銀行振込（郵便振替も含む）によるものとする。
3. 当該助成金の交付は、本連盟が単年度予算によることから、設立後1年以内に、本連盟に上記2の報告があった後援会に限るものとする。
4. 原則として、助成金の送付先は後援会事務所宛、後援会旗の送付先は税理士政治連盟事務局宛とする。
5. 地方公共団体首長の後援会の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 新たに首長の後援会が設立された場合、本連盟は単位税理士政治連盟の申請により、国会議員等の後援会と同様に設立助成金と後援会旗を交付する。
 - (2) 後援会のある国会議員等が首長に転進した場合、本連盟は単位税理士政治連盟における後援会活動を支援する見地から、国会議員等と同様に上記後援会に対してその他の助成措置による助成金を交付するものとする。
6. 現職議員の引退等に伴う後継者の後援会の取扱いについては、被後援者が異なることから、それまでの後援会をいったん解散し、残余財産がある場合は単位税政連に返却したうえで、新たな後援会として設立を選挙管理委員会に届け出ることとする。なお、後援会旗の頒布及び助成金については、当然、新たに設立する場合と同様となる。

別添

税理士による国会議員等後援会設立助成金申請書

令和 年 月 日

日本税理士政治連盟
会長 様

税理士政治連盟

会長 印

下記のとおり「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」により、税理士による国会議員等の後援会が設立されましたので、設立にかかる助成の措置を申請いたします。

名 称 税理士による _____ 後援会
被後援者の所属政党(_____)選挙区等(_____)

助成金振込先 ^{フリガナ} 口座名 _____
銀行 支店 _____

(普通預金) 口座番号

No. _____

設 立 総 会 開 催 日 令和 年 月 日 ()
会 場 名 _____
〒 _____
所 在 地 _____
電 話 番 号 _____

別添

税理士による国会議員等後援会 後援会旗貸与申請書及び祝電依頼書

令和 年 月 日

日本税理士政治連盟
会長 様

_____ 税理士政治連盟

会長 _____ 印

下記のとおり「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」により、税理士による国会議員等の後援会が設立されますので、後援会旗の貸与申請及び設立総会の祝電を依頼いたします。

名 称 税理士による _____ 後援会
被後援者の所属政党(_____)選挙区等(_____)

設立総会 開催日 令和 年 月 日 ()
会場名 _____
〒 _____
所在地 _____
電話番号 _____

後援会旗送付先

〒 _____
住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※後援会旗は原則として貴連盟事務局に送付いたします。

※後援会旗を設立総会時にご使用される後援会は、配送希望日の4週間前までに本申請書を提出して下さい。

6-5 会報「日本税政連第586号」(令和6年6月1日付)より

後援会活動に関するアンケート調査結果の概要について

後援会対策委員会 委員長 河合 省吾

I はじめに

令和2年初頭から始まったコロナ禍の下では、議員との接触(陳情活動、懇親活動など)は大幅に制限され、後援会も厳しい状況の中で、限定された活動しか行うことができなかった。

現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の危険度分類としては「2類」から「5類」に引き下げられており、社会活動の状況もコロナ禍以前に戻りつつある。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、前回、令和2年度に実施した「後援会アンケート」を今年度

に実施した。

このアンケート実施の趣旨は、以下の2点になる。

- ① 「税理士による国会議員等後援会」の現状と問題点の把握
- ② 「令和2年度アンケート」からの状況の変化の確認

回答の対象期間は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までとし、令和6年1月29日に各単位税政連へアンケート調査文書を送付し、単位税政連から各後援会へ回答を依頼した。

税務繁忙期中にもかかわらず、対象後援会329の内、219の後援会から回答をいただき、回答率は66.6%であった。

多大なご尽力とご協力に感謝申し上げますとともに、アンケート結果の概要と後援会活動の現状を報告する。

※以下の報告事績内の数は()内の数字が前回令和2年度の数である。

II 後援会活動について

1 定期総会

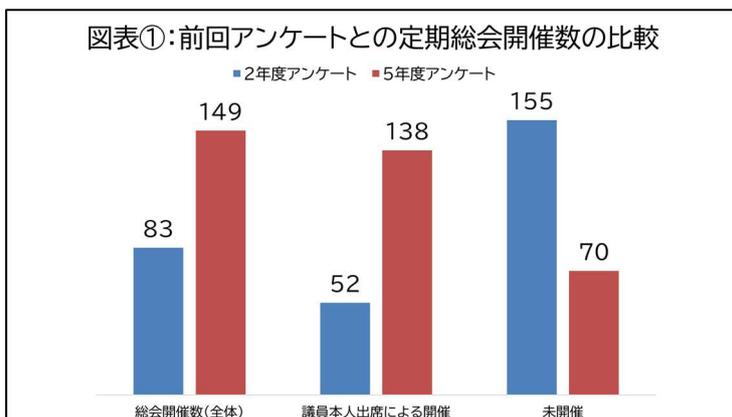
「定期総会を開催した」後援会は149(83)、議員本人出席138(52)であり、前回のアンケート調査時と同様、そのほとんどに議員本人が出席している。開催方法は9割が対面(集合)型であった。

「総会を開催していない」と回答した後援会は70(155)あり、開催率は68.2%(33.5%)であった。前回のアンケート時と比べ開催率が大きく伸びている。

総会出席者の人数は1~25人での開催が7割を占めており、最多人数は67人、最少人数は3人、平均は24人であった。

定期総会未開催の理由(※複数選択式)は、「コロナ禍」25(137)、「開催しても会員が集まらない」2、「非現職」2、「議員多忙」19、「活動低下」15(10)、「その他」10(23)、「無回答」4(2)であった。理由の内の「コロナ禍」による未開催の数が大幅に減少している。

前回のアンケート時に比べ、コロナ禍の状況の収束と共に定期総会が全国的に開催されるようになってきている=図表①。



定期総会が約7割の後援会で開催されており、まだまだ予断を許さない状況下でも多くの後援会で定期総会が開催されていることに感謝申し上げるとともに、定期総会は後援会活動の根幹をなすものであり、未開催の後援会は計画を立て、年内に必ず開催していただきたい。

2 国政報告会

「国政報告会を開催した」後援会は140(77)、「本人出席」は138(75)あり、定期総会と同様、ほとんどの議員本人が出席した。

「秘書出席」2(2)であり、「国政報告会を開催していない」と回答した後援会は76(168)、開催率は64.8%(31.8%)であった。こちらも、定期総会同様に開催率が大きく伸びている。

「未開催」の理由については、「コロナ禍」、「非現職」、「参加者が見込めない」、「議員多忙」、「活動低下」などが挙げられた。

今後、「少人数でもできる会合の開催」や、「議員のスケジュール調整」などにより議員と頻繁に接触し、活性化を図る必要がある。

国政報告の場合は、後援会の会員と議員とが濃密な意見交換を交わすことが可能な機会であり、最新の国政の動向や具体的な活動を議員本人から聞き、要望等を陳情することができるため、極めて大切であり、定期総会と同時開催するなど、積極的に対応していただきたい。

3 陳情活動

「本人に陳情」を行った後援会は160(145)、「秘書対応」が45(67)あり、複数の後援会は「本人、秘書の両方」に陳情を行っている。「本人への陳情」は69.2%(54.1%)、「秘書」19.5%(25%)、「陳情を行っていない」と回答した後援会は11.3%(20.5%)であった。本人への陳情実施率が伸び、未実施率は低下している。

未実施の理由について、「後援会長が不在」、「総会での口頭説明」、「議員多忙」などが挙げられた。

コロナ禍の下、実施した令和2年度と令和5年度で数値に大差ないことから、陳情活動自体は引き続き活発に行われていた。

これは、各後援会が感染防止に配慮しながら、熱心に継続して陳情活動を行った結果を表している。

12月に公表される税制改正大綱で税政連の要望を実現させるには、単位税政連と後援会が一体となって活発な陳情活動をすべての議員に向けて行うことが重要になる。特に税制調査会のメンバーなどの有力議員にはあらゆる手段を使い、より精力的な陳情活動をお願いしたい。

4 令和4年分確定申告期の税務支援視察について

「税務支援視察」の実施総数73(41)の内、「議員本人による視察」は72(35)、「秘書対応」が1(6)、「未視察」は145(206)であり、コロナ禍において減少していた視察数が着実に増加してきている。

「未実施」の理由として、「視察に適した会場がない」、「後援会役員が多忙」、「国会会期中のため(議員多忙)」、「これまで実施したことがない」などが挙げられた。

相談会場視察は、被後援者である議員と納税者が直接対話し現状を把握し理解する機会でもある。通常国会会期と重なるため、実施が難しい部分もあるが、未開催の後援会は、視察の実施を是非検討していただきたい。

5 選挙運動について

本年中の実施の可能性が高い衆議院議員総選挙、来年7月に予定される参議院議員通常選挙に向け、後援会として検討している選挙支援について回答を求めた。

複数選択可としたところ、回答は「電話作戦」106(148)、「葉書」65(59)、「決起大会」111(84)、「街宣車」13(2)、「その他」32(86)であった。

「その他の対応」として、「演説会への参加」や「街頭演説での応援」、「出陣式への動員」、「選挙事務所への陣中見舞い」などが挙げられた。

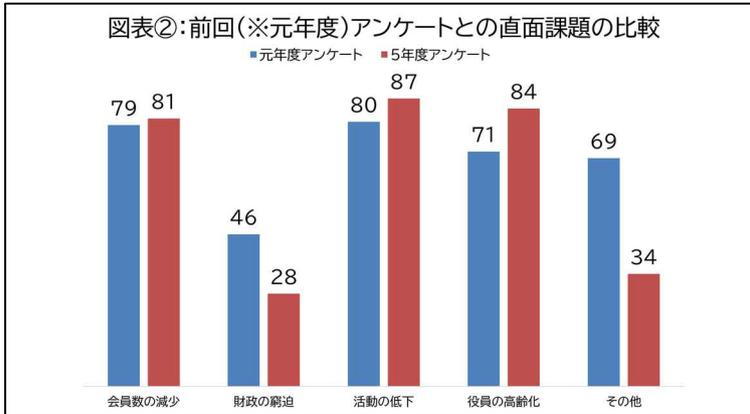
前回のアンケート調査時に比べ「決起大会」が大幅に増加している。対面での活動が徐々にではあるが広がってきていると推察される。

被後援者である議員に対する選挙活動での選挙支援は、まさに被後援者が議員となり自身の政策を実現するための必要条件であり、議員自身が我々後援会に最も期待するところである。その点を踏まえて、後援会として次の国政選挙に備えて、万全の準備を整えていただきたい。

6 後援会が直面する課題について（注：この項目のみ令和元年度アンケートとの比較）

後援会活動を行っていく上での課題について尋ねた。

複数選択可としたところ、回答は「会員数の減少」81（79）、「財政の窮迫」28（46）、「活動の低下」87（80）、「役員の高齢化」84（71）、「課題を感じていない」11、「その他」34（69）となった＝**図表②**。



特に「活動の低下」と「役員の高齢化」の二点が総数の52.6%を占め、過半数の後援会がこの課題に直面していることが伺える。

II まとめ

数字上は各後援会の活動が再び活発化してきていることを表しているが、依然としてコロナ禍等のため原則、年内に一度は開催すべき定期総会を開催していない後援会が散見される。

ほとんどの後援会で定期総会は対面で行われているが、状況を考慮し、ウェブ会議（あるいはウェブと対面を併用するハイブリッド）を活用するのも有効な方法である。定期総会の開催は必ず実施すべきである、臨機応変に対応していただきたい。

現状の最も憂慮すべき課題は「後援会の活動の低下」と「役員の高齢化」、「会員数の減少」であり、当委員会だけでなく税政連全体として今後、打開策を検討していく必要がある。

「活性化会議」での活発な後援会の発言等からも明らかだが、議員や秘書と日頃から密接な関係を築き、絶えず接触し、会食を交えた懇親活動なども行いながら会員と近い距離感で一体感を持つような環境を構築することが望まれる。

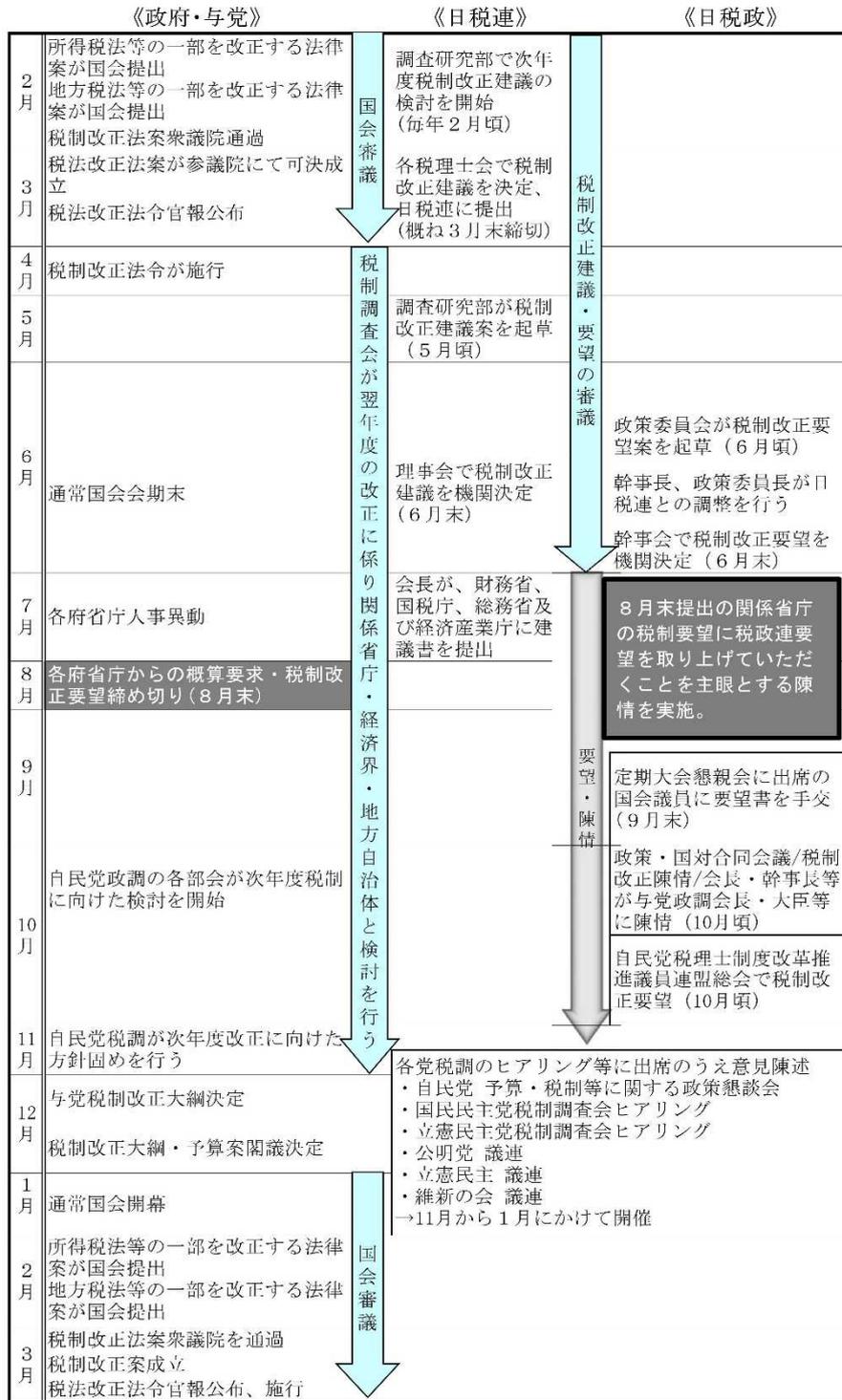
「役員の高齢化」、「会員数の減少」に対しては、単位会、支部と協力して加入勧奨を行い、会員数を増加させ、適切なタイミングで役員が交代し組織の新陳代謝を図ることが必要となる。

言うまでもなく、後援会活動は税政連活動の中核をなすものであり、「税理士の後援会」は他士業と比べてもその数が多く、議員自身も有用性は理解しており、未設立の議員からの設立要望も多い。

後援会対策委員会では、来年5月14日（水）に「全国後援会活動活性化会議」の開催を決定した。

活動が活発な後援会と議員から、具体的に有効な活動内容の発表等により全国規模での情報共有と意見交換を行い、後援会活動の更なる活発化に寄与することを想定している。

6-6 税制改正の流れ



6-7 税理士法改正の流れ (令和4年3月)

「税理士による国会議員等後援会」は、税理士会・税政連の目的を実現するために結成されたものであり、後援会活動を通じて税理士の存在をアピールし、被後援者の政治活動をバックアップして専門家としての情報を提供し、被後援者からは税制改正等における情報を収集する「ギブアンドテイク」の関係を構築しながら、その実現を図ることにその存在意義があることとされています。

後援会が税政連活動の大きな柱として活動してきた成果を令和4年3月の税理士法改正に求め、その経緯を時系列にまとめて紹介することと致しました。

《平成29年》

9月19日 | 日税連会長が制度部に「次期税理士法改正に向けた検討について」を諮問。

《平成31年・令和元年》

4月17日 | 制度部が日税連会長に「次期税理士法改正に関する答申」を提出。

5月13日 | 「次期税理士法改正に関する答申」に対する意見募集を開始。

11月30日 | 意見募集締め切り (20,677件の意見を收受)。

《令和2年》

3月15日 | 日税連が会報に「時期税理士法改正に関する答申」に対する意見募集結果を掲載。

7月21日 | 日税連・正副会長会を開催し、経過報告、意見交換。

12月10日 | 令和3年度税制改正大綱の検討事項に税理士法改正が記載。

《令和3年》

3月25日 | 日税連が理事会にて経過報告を行う、その内容を日税政が単位税政連会長宛てに報告。

4月22日 | 日税連・正副会長会が「税理士法改正に関する要望書(案)」を報告。

5月20日 | 日税連・正副会長会が「税理士法改正に関する要望書」を協議決定。

6月3日 | 日税連・常務理事会が「税理士法改正に関する要望書」を議決

6月23日 | 日税連・理事会が「税理士法改正に関する要望書」を議決(機関決定)

6月23日 | 日税連が財務省主税局長、国税庁長官に「税理士法改正に関する要望書」を手交

8月3日 | 自民党税理士制度改革推進議員連盟総会に日税政・日税連関係役員が出席

9月2日 | 公明党・日本税理士会連合会との政策懇話会に日税政・日税連関係役員が出席

11月16日 | 日税政が税制改正と税理士法改正に関する一斉陳情を実施

11月25日 | 日税政が自民党ヒアリングに出席

11月26日 | 自民党税理士制度改革推進議員連盟総会に日税政・日税連関係役員が出席

11月30日 | 日税連会長、日税政会長他関係役員が財務大臣と面会

12月10日 | 令和4年度与党税制改正大綱に税理士法改正が明記

12月24日 | 「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定

《令和4年》

1月25日 | 「所得税法等の一部を改正する法律案」が閣議決定、国会提出

2月22日 | 「所得税法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決

3月22日 | 税理士法改正法案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立。

編集後記

令和元年8月に「後援会活動のてびき」(改訂版)が発刊されてから6年が経過し、その間3回の国政選挙が実施され、国会内での勢力分布も大きく変化しました。

今回の改訂に当たり、後援会の設立から解散まで会員の皆様にとって必要な項目が、この一冊を見れば理解でき、具体的に活用できるよう、意見集約を行い編集しました。

後援会と言うまでもなく税政連活動の中核であり、議員の先生方も我々の活動に大いに期待し、協力をいただいています。

今回の改訂版が組織の強化、活性化に役立つことを祈念いたします。

令和7年2月

後援会対策委員会

- 委員長 河合 省吾 (東海)
- 副委員長 新井 正 (関東信越)
- 副委員長 荒神 五師 (中国)
- 委員 香山 正男 (東京)
- 同 石井 正夫 (東京地方)
- 同 山本 敬三 (近畿)
- 同 森下 浩 (北海道)
- 同 長谷川光政 (東北)
- 同 小原 香織 (名古屋)
- 同 野地 洋彰 (東海)
- 同 志村 俊郎 (九州北部)

「後援会活動のてびき」改訂小委員会

- 小委員長 新井 正 (関東信越)
- 委員 森下 浩 (北海道)
- 同 長谷川光政 (東北)
- 同 野地 洋彰 (東海)
- 同 志村 俊郎 (九州北部)